

平成25年第4回竹原市議会定例会会議録

平成25年12月2日開会

(平成25年12月2日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
—	—————	———
13	脇 本 茂 紀	出 席
—	—————	———

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

(1) 竹原市議会議会運営委員会委員の選任について

(2) 報告第9号 損害賠償額の決定について

日程第4 一般質問

午前10時00分 開会

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第4回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告いたします。

まず、監査委員より平成25年8月から平成25年10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承お願いいたします。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承お願いいたします。

以上、議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において片山和昭君，宮原忠行君を指名をいたします。

日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月4日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月4日までの3日間と決定いたしました。

日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3，諸般の報告を行います。

報告案件は2件であります。

竹原市議会議会運営委員会委員の選任について、議員辞職に伴い10月22日から欠員となっておりました竹原市議会議会運営委員会委員に大川弘雄議員を10月31日委員会条例第8条第3項の規定により議長において選任いたしましたので、報告をいたします。

報告第9号損害賠償額の決定について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（小坂政司君） 報告第9号損害賠償額の決定について、御報告申し上げます。

本件は、交通事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしたものであります。

事故の概要を申し上げますと、平成25年9月4日に午後7時55分ごろ、竹原駅構内において、企画政策課の職員が運転する公用車が後退した際、構内に駐車してあった相手車両と接触し、相手車両の一部に損傷を与えたものであります。

その後、相手方との話し合いの結果、車両が修理代5万6,618円を賠償することで示談が成立し、平成25年11月1日に専決処分いたしたものであります。

平素から安全運転について注意を喚起しておりますが、なお一層の事故防止の強化に努めるよう注意したところであり、今後とも、車両運転時の事故防止については、より一層の徹底を図ってまいります。

以上のとおり、損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終結いたします。

日程第4

議長（稲田雅士君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成25年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定をいたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、脇本茂紀君の登壇を許します。

13番（脇本茂紀君） 発言通告に基づきまして一般質問を行います。

最初に、忠海中学校区小中一貫教育校設立の問題点についてを質問いたします。

設立準備過程の問題点についてであります。平成26年4月1日から忠海中学校の所在地が忠海床浦1-5-1になることと関連して、平成25年度中に忠海西小学校仮設改修工事、仮設校舎等整備工事費1,083万5,000円が行われることとなっておりますが、その工事内容について伺います。具体的に仮設校舎はどのような整備改修が行われ、小・中学生が1年と1学期間使用することに耐え得るものとなっているのでしょうか。小学校、中学校にそれぞれどのような課題があるのかお答えください。

平成26年4月から平成27年7月までの間、仮設校舎で中学校の授業が行われることとされていますが、その間の教室、グラウンド、体育館、プール等、学校施設の利用形態はどのようにお考えですか。

学習活動やクラブ活動等に多大な困難を来すと思われませんが、それらの条件整備はどのように図られるのか。特に仮設校舎で1年と1学期を過ぎざるを得ない小・中学生の教育条件が正常に確保できるのか。また、小学校の教育活動が十分に行われる代替措置はどうとられるのかお伺いいたします。

仮設校舎とともに忠海西小学校のグラウンドはもともと変形の上に狭隘であり、中学生にも小学生にも使用の困難さが増すと思われませんが、いかがでしょうか。また、中学生のクラブ活動や小学生の少年野球、少年サッカー、さらにこれまで利用してきた社会教育団体などはどこで行われるのかお伺いいたします。体育館についても同様のことが起きると思われませんが、その対応はどのようになっていますか。

一方、小学生は今までこのグラウンドを全面的に使用していたわけですから、放課後のグラウンド使用、放課後児童クラブのグラウンド使用などはどのように保障されるのでしょうか。

工事期間中、中学校の校舎、体育館、プール、グラウンド等は一切使用が困難なのでしょうか。また、忠海東小学校や借用されるタクボの土地はどのように活用されるのでしょうか。お伺いいたします。

さらに、平成27年4月1日に忠海西小学校で小中一貫校を開校し、7月に中学校に移転、8月供用開始ということですが、子供たちの生活の変化が激し過ぎるのではないかと考えられますが、そのような課題に対してはどのような配慮がなされるのでしょうか。保護

者の意見の中にも余りにも事業のあり方が拙速で、なおかつ十分な対応策がとられていないことへの危惧が表明されていますが、準備委員会なり保護者説明会の中でしっかりとした合意形成はできているのかお伺いいたします。

平成26年度から事実上忠海西小学校が小中一貫校のウォーミングアップ状態となるわけですが、そのためには教職員の連携や分担、管理運営などさまざまな課題が生じると思われますが、それらの準備はできているのかお伺いいたします。

保護者の中には、むしろ平成26年度においては忠海西小学校に忠海東小学校の児童を通学させ、忠海中学校の生徒を忠海東小学校に通学させたほうが効果的なのではないかという意見もあります。それなら仮設校舎も小規模でいいし、あわせて東小学校のグラウンドを拡張すればクラブ活動等に利用できるのではないかとの意見もありますが、検討がなされたのかどうかお伺いをいたします。

2点目に、設立検討委員会最終報告の進捗状況、中間点検についてお伺いをいたします。

第1に、教育内容についてであります。

小中一貫校のめざす教育指針の作成、教育内容における改善プログラムの構築の進捗状況についてお伺いいたします。

通学路の安全性の確保、校舎、グラウンドでの子供たちの安全の確保についての保護者、地域、行政の一体的取り組みについてはどのように検討されていますか。

学習環境の保持、施設整備、通学路の安全性の確保などの不安に対する保護者とのすり合わせはどのように行われていますか。

小中一貫校には、防災、福祉とあわせて忠海を一つにまとめ、新しい学校づくりを通してよりよいまちづくりへの展望を開くことになると思いますが、そのような啓発と議論はどのようになされていますか。

年度計画や進捗状況の保護者や地域への周知とともに、議論の場の設定はどのように考えられていますか。

教育目標やカリキュラムの作成、教育内容の改善、検討、組織体制の確立、忠海の地域性を生かしたオリジナル性の確保などについての取り組みはどのように考えられていますか。

教育システムや教職員配置、教育現場の充実の検討はどのように進捗していますか。

2点目に、施設整備について伺います。

校舎，グラウンド，プール，体育館，放課後のクラブ活動，休憩時間等の小・中学校のエリア区分と小学校にも対応した規格に改修はどのように考えられていますか。

小・中の図書館の分離と学習情報センターとしての機能の充実はどのように考えられていますか。

放課後児童クラブの設備については，厚生労働省のガイドラインで児童1人当たり1.65平方メートルとされていますが，共用部分を含まない生活の場としてスペースを確保されるべきとの要望が出されていますが，いかがでしょうか。

遊具の設置場所についての検討はどのように進んでいますか。

グラウンド照明の検討はどのように進んでいますか。

グラウンド擁壁の整備についてはいかがでしょうか。

工事中の安全対策についてはいかがでしょうか。

3点目に，通学路，通学方法について質問いたします。

西側通学路をより安全な通学路として整備する計画の進捗状況について伺います。

通学路の確定と周辺の安全確保についての地域全体での議論はどのように進めますか。

通学路を通して忠海の町の交通体系を検討し，新しいまちづくりの展望を切り開く検討はどのように進めますか。

スクールバスの運行と乗車対象者及び乗降場所の検討についてはいかがでしょうか。

4点目に，防災機能について伺います。

体育館及び校舎の防災機能の整備についてはどのような検討がなされていますか。

5点目に，地域連携交流拠点について。

忠海の豊かな自然と歴史や伝統文化，地域力を生かした教育活動の展開はどのように考えられていますか。

6点目に，跡地利用について。

跡地利用の検討はいつ開始するのですか。

7点目に，設立検討委員会の意見について。

ここに列挙した設立検討委員会の意見，要望はどう生かされ，どのように進捗しているのかお伺いいたします。中間点検のために設立検討委員会を開催して，これらの進捗状況をチェックしてはいかがでしょうか。

8点目に，保護者や地域への周知について伺います。

6月定例会の一般質問でも提言しましたが，設立準備委員会の議論だけでなく各校のP

TAを初め協働のまちづくりネットワーク，コミュニティーづくり推進協議会，自治会連合会や社会福祉協議会，女性会，老人クラブ，公民館，ボランティアサークルなどさまざまなところで議論の場をつくり出すことが大事です。もっと教育委員会が出向いて説明しなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

特にPTAのアンケートを見てもなかなか会員のところまでの周知が行き届いていないのではないのでしょうか。実施時期が迫っているのですから，もっと精力的な丁寧な説明と保護者や地域住民の理解を得る努力が必要だと思いますが，今後の合意形成の進め方についてお伺いいたします。

大きな2点目でございますが，臨時・非常勤職員の待遇改善，雇用安定について質問いたします。

1番目として，竹原市の臨時・非常勤職員の実態について。

臨時・非常勤職員は，竹原市全体で何人になりますか。職種別には臨時・非常勤職員は何人で，正規職員との対比で各職種，各職域別にはどのようにになりますか。

臨時・非常勤職員の賃金，通勤費，一時金の実態はどのようになっていますか。

臨時・非常勤職員のうち恒常的業務についている臨時・非常勤職員は何人で何割になりますか。

臨時・非常勤職員は，行政運営，行政サービスの提供の上で正規職員と同様に重要な役割を担っていると考えますが，いかがでしょうか。

2点目に，自治体の判断で改善できる事柄について伺います。

均衡均等待遇の改善を。

民間の事業主には，パート労働法に基づき正規と非正規との間での均衡均等待遇の確保が要請されています。また，改正労働契約法20条では，有期契約労働を理由とした不合理な労働条件の禁止が義務づけられています。国の非常勤職員には，給与法22条で賃金は常勤職員，正規職員との均衡が要請されています。総務大臣も，自治体が通常の労働者との均等待遇の確保を図るパート労働法の趣旨を踏まえた対応を行うことは重要との答弁を行っています。また，総務省は，パート労働法改正や労働契約法改正などを念頭に民間労働法制の動向に留意する必要があるとも述べています。臨時・非常勤職員の賃金，通勤費，一時金は何を根拠に決定されているのかお伺いいたします。

本来正規職員を充てるべき恒常的業務に臨時・非常勤職員をつけていることを踏まえ，正規職員との均衡均等待遇の考えのもと，臨時・非常勤職員の待遇を改善していくべきで

はないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、職務経験の要素を加味した賃金決定を。

賃金決定においては、2008年8月の人事院指針で示されているように、採用時、更新時に職務経験の要素も考慮した賃金決定とすべきではないでしょうか。具体的には、前歴換算や昇給の導入を図るべきではないかと考えられますが、いかがでしょうか。

3点目に、通勤費の実費支給を。

通勤費は、旧自治省通知（1996年3月13日自治給第16号）に示されているように、費用弁償として支給できるので、正規職員と差別なく支給すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

4点目に、一時金を正規職員と同様に支給を。

一時金は、地方自治法204条の2の常勤の職員に準ずる場合支給は認められているので、正規職員と同様に支給すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

地方自治法204条の2の常勤職員とは認めがたい場合には、一時金相当分を毎月の報酬に加算する報酬加算方式により支給すべきではないでしょうか。

5点目に、雇用期間上限の廃止を。

竹原市においては、雇用期間、更新回数の上限規定を設けていますか。

有期契約労働者の雇用安定を趣旨として、今般無期契約への転換（18条）、雇いどめの抑制（19条）などを内容とする労働契約法が改正されました。この改正法の趣旨は、民間、公務を問わない日本社会の大きな課題であります。総務省は、臨時・非常勤職員の業務の中には恒常的業務があること、経験、技能の蓄積が必要な業務があることについて消費者庁通知（2012年8月28日、2013年2月27日）や国会答弁（2013年4月15日）、衆議院予算委員会第2分科会で明らかにし、結果として画一的な雇いどめは適当でないことを追認しています。

業務に習熟した臨時・非常勤職員を、3年や5年で雇いどめすることは、業務の継続性、労働のモチベーションと質の確保、周囲職員への物理的負担、採用事務コストなどさまざまな観点から全く非合理的ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

臨時・非常勤職員の雇用期限上限の制度は廃止すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

さらには、臨時・非常勤職員を経験者採用枠の拡充により正規職員への転換を図っていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国に意見すべき事柄についてお伺いをいたします。

手当支給を可とする地方自治法の改正を。

非常勤職員への一時金等の手当支給を可とすることを地方自治法上で明文化するために、地方自治法203条の2の改正を行うことを市長会を通じて国に要請すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

短時間勤務職員制度の創設を。

臨時・非常勤職員の均等待遇，雇用安定のために任期の定めのない短時間勤務職員制度の創設を市長会を通じて国に要請すべきではないかと考えますが，いかがでしょうか。

以上，壇上での質問といたします。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 脇本議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問については，教育長がお答えをいたします。

臨時・非常勤職員の御質問についてであります。まず臨時職員については業務繁忙期への対応や職員の出産育児休業，病気休暇等により業務運営に支障があると認められる場合に，必要な業務量や仕事の内容を十分把握した上で任用しているところであります。

平成25年4月において，臨時職員全体では177名が勤務しており，保育所における代替保育士，調理員，学校における介助員，用務員，校務補助員，幼稚園教諭，放課後児童クラブ指導員等，その多くは短時間勤務もしくは常時勤務職員の補完的勤務としての代替職員であり，育児休業，業務繁忙期に対応して勤務している臨時職員は34名であります。

次に，非常勤職員は，臨時または非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職であり，主なものとしてひとり暮らし老人巡回相談員，公民館長，主事，樋門管理人，放課後児童クラブ指導員等がこれに当たり，非常勤特別職全体では197名で，このうち事務嘱託員として勤務している職員は18名であり，正規職員数265名に対し臨時職員は177名，非常勤職員は197名で，合計374名になります。

本市の厳しい財政事情の中にあつて，内部管理経費及び人件費の抑制は大きな課題となつており，これまで財政健全化の観点から適時適切な定員管理を推進する中で職員数の見直しを行つてまいりました。

その一方で，業務の量や性質に応じ，いわゆる臨時・非常勤職員といった多様な雇用形

態を活用し、業務繁忙期などに対応してきている状況にあり、本市の行政運営上重要な役割を担っていると認識しております。

なお、現在臨時職員や非常勤職員に対して一時金及び通勤手当の支給や前歴換算及び昇給は行っておりませんが、実費相当額を基準とした交通費を支給しております。

次に、地方公務員の給与につきましては、地方公務員法において職務給の原則、均衡の原則、条例主義が給与を決定する原則として取り上げられており、そのうち均衡の原則については職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員や民間事業者の従業員の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされており、臨時・非常勤職員の賃金につきましても他の地方公共団体の状況を考慮し定めているところであります。

なお、臨時・非常勤職員の処遇改善につきましては、これまでも賃金の引き上げや年次有給休暇、特別休暇などについて労使合意のもとに改善に努めてきており、今後もさまざまな現状や課題を踏まえ引き続き取り組んでまいります。

次に、雇用期間の上限規定に関する御質問であります。地方公務員法において臨時職員は原則6カ月間の任用で、最大1年間任用することができるとされており。また、非常勤職員は原則1年を基本に任用しており、非常勤特別職の任命基準を基本に運用しております。雇用期間については、現下の社会情勢から各自治体において運用に差異もあることから、運用の場の確保という観点からもその運用については適切に対応してまいりたいと考えております。

また、経験者採用枠の拡充による正規職員への転換についてであります。正規職員については毎年公募により選考試験を実施して採用してきておりますので、現時点においては現行の採用方法を継続してまいりたいと考えております。今後も正規職員のほか、臨時・非常勤職員といった多様な雇用形態を活用しながら効率的な行政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、国に意見すべき事柄について2点御提言いただきましたが、これまでも地方公共団体の公務の能率かつ適正な運営を推進するため、国や県に制度の拡充や見直しなどを求めるものについて市長会の中で議論し国、県に要望してまいりました。今後もこのような観点から必要と思われる事項について他の自治体と連携しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 脇本議員の御質問にお答えします。

まず、忠海中学校区の小中一貫教育の推進につきまして、これまでの経過について説明します。

平成23年8月から11月にかけて、忠海地区において保護者や地域の方を対象に計11回の説明会を開催し、小中一貫教育推進の背景、全国の取り組み状況、教育内容、教育環境の充実、通学の安全確保、防災拠点の確立、交流場所の創出等について説明し協議を行っております。その後、平成24年1月から2月にかけて、他の市内全小・中学校で保護者説明会及び保護者アンケートを実施し、それらの状況を踏まえ、平成24年3月には各中学校区単位で一体型または連携型の小中一貫教育を推進することを内容とした竹原市小中一貫教育基本方針を策定いたしました。この基本方針に沿って忠海中学校区においては、平成24年5月に保護者や地域の代表者、学校及び行政から成る小中一貫教育設立検討委員会を設置し、小中一貫校の設立について検討を行いました。5回にわたる検討委員会での熱心な協議や教育講演会の開催、先進地視察を行った結果、設立検討委員会から出された委員からの意見、要望を十分に生かした上で、平成27年度の小中一貫教育校の開校を目指し、現忠海中学校において施設一体型で推進することが望ましいとの意見にまとめ、同年8月10日に教育委員会に報告書が提出されました。これを受けて8月21日に行われた教育委員会議で忠海中学校区において施設一体型で小中一貫教育を実施することを決定し、平成24年第3回市議会定例会において小中一貫校施設整備に係る設計予算が承認されました。その後、一体型小中一貫校の設立に向けた施設整備、教育内容についての具体的な準備を行うため、本年1月にPTA役員代表者、地域代表者、学校長、教育委員会、行政担当者から成る忠海中学校区一体型小中一貫教育校設立準備委員会を設置し、現在までに3回の準備委員会と準備委員会の専門部会である2つの部会、施設環境整備部会を5回、学校教育推進部会を4回開催し、保護者、地域の意見を聞きながら小中一貫校の設立準備を進めております。

それでは、仮設校舎の整備内容についての御質問ですが、プレールームを中学校の校長室、職員室として利用するため簡易間仕切りを設置し、中学校の特別支援教室も2部屋に区切るため、同様に簡易間仕切りを設置します。

また、中学校の校長室、職員室に電話、インターネット等の移設とエアコンの設置を行い、新たに中学校の普通教室として利用する教室に扇風機の設置を行います。エアコンの設置に伴い既設の電気設備だけでは電気容量が不足するため、キュービクルの改修を行い

ます。また、中学生分の給食が増えるため、配膳室を改修します。さらに、職員増に伴う駐車場確保のため、現在利用していない飼育小屋を撤去します。仮設改修工事は、児童の安全面を最優先とし、また授業を円滑に行えるようできる限り放課後や休日に工事を行うように考えております。

教室の配置につきましては、忠海西小学校は1学年3クラス設計で建築され教室数に余裕があり、1階と2階の西側を小学生エリア、2階の東側を中学生エリアと小・中のエリア分けを行い、小・中それぞれの教育活動の支障にならないよう配置いたしますが、これまでどおり、小中連携教育は継続し、同一施設内であることを生かしたより緊密な小中連携教育を行ってまいります。

また、特別教室の機能も充実しているため、増築なしでも中学校の機能が確保できますが、理科室、音楽室、家庭科室はそれぞれ1教室であるため、時間割りの工夫をすることで対応してまいります。金工、木工といった中学校の技術の授業については、道具や設備が充実しているため、図工室で技術の授業を行います。体育の授業についても、体育館、プールはそれぞれ1施設であるため、小・中で併用できるよう使用の割り振りをいたします。

次に、グラウンドの利用にかかわる整備につきましては、中学校の部活動時の児童の安全を確保するため、遊具、放課後児童クラブ、屋外トイレの前面に防球ネットを設置します。小学生の放課後及び放課後児童クラブのグラウンド利用は、防球ネットが設置された範囲内で行うことになります。

また、中学校の部活動には、グラウンドが手狭であるため地元企業の御協力をいただき所有されている空き地をお借りし仮設グラウンドとして整備を行います。基本的には、平日には忠海西小学校のグラウンドと仮設グラウンド、体育館、プレールーム等を利用し、できる範囲での練習を行い、土曜日や夏休みなどの休日は忠海高校や他施設のグラウンドやテニスコートをお借りして練習するよう考えております。

また、中学校がクラブ活動をしている時間帯は、少年野球等のグラウンド、体育館利用団体との調整が必要となります。先日、各利用団体の説明会を開催し、利用時間の変更や忠海東小学校体育館の利用による対応を検討していただいているところです。

工事期間中の忠海中学校の校舎、体育館、プール、グラウンド等の利用につきましては、安全性や工事の円滑な進捗の面から、基本的には利用することが難しいと考えておりますが、安全性や工事に支障がない場合は有効活用できるよう検討してまいります。

移転や環境変化で児童・生徒の生活の変化が激しいということにつきましては、小・中の教職員が連携しながら子供にかかわりサポートしてまいります。さらに、平成27年度の小学校の統合からは非常勤職員を加配措置し、新しい人間関係を築く児童一人一人にきめ細やかに対応してまいります。また、結果的に夏休みの移転は余裕を持って移転ができ、児童・生徒、教職員への負担が少ないと考えております。

忠海中学校区小中一貫教育校設立に係る設立準備委員会、保護者との合意形成についての御質問であります。小中一貫校設立に係る事業計画では、初めに説明しました経過を経て設立準備委員会等において保護者や地域と協議し、承認を得ながら取り組んできたものであります。さらに、これらの協議経過、検討結果につきましては、準備委員会だよりとしてまとめ、各戸配布や学校を通じた配布を行うとともに、市のホームページに掲載し周知を図っております。また、保護者の皆様を対象とした説明会を随時開催し、小中一貫校設立に向けた計画の進捗状況を図面等により詳細に説明し、保護者の皆様に御理解いただけるよう努めております。今後も施設環境整備部会及び学校教育推進部会で出された意見、要望を積極的に取り入れ、着実に準備を行ってまいりたいと考えております。

平成26年度から忠海西小学校と忠海中学校の2つの学校が同じ屋根の下で教育活動を行うことから、学校の管理運営面においてもさまざまに配慮を要することが想定されます。現在定期的な校長会や担当教諭による合同部会を実施してその準備を進めております。既に日課表案については作成済みですが、今後時間割りの作成とあわせて特別教室やグラウンド、体育館などの使用割り振りを決めるなどの作業を予定しております。基本的には、これまでどおり別々の学校としての教育活動を実施しますが、子供たちや教職員と一緒に過ごすことで平成27年度からの一貫教育に向けたよいアイデアなどが見出されるものと期待しております。

平成26年度に忠海西小学校に忠海東小学校の児童を通学させ、忠海中学校の生徒を忠海東小学校に通学させたほうが効果的という御意見につきましては、平成27年度に小中一貫校を開校することを目標に計画を推進してまいりましたので、前年度の26年度に小学校を統合する案は検討しておりません。

次に、教育内容についての御質問であります。まず学校経営の要となる教育目標、育てたい児童・生徒像については、これまでに3校の校長が協議を重ねてきております。現時点では、教育目標を「夢や希望の実現に向けて挑戦する児童・生徒の育成」とし、育てたい児童・生徒像を「自ら学び、自ら考え、行動できる児童・生徒」、「自らを律し、他

を思いやることができる児童・生徒」，「心身ともに健康で頑張り抜く児童・生徒」とすることで調整しております。

次に、教育カリキュラムの構築については、現在学校において作成を進めているところですが、小学校高学年部分と中学校1年生部分のいわゆる接続期を重点的に取り組むこととしています。具体的には、小学校高学年での複数教科にわたって教科担任制を導入することや中学1年生の一部授業に小学校教諭がティームティーチングによる乗り入れ授業を行うことなどを計画しております。

また、忠海の地域性を生かしたオリジナル性を確保した教育活動には、海外に事業展開する企業を有する忠海の地域性を生かして世界に羽ばたく人材の育成を目指し、小学校からの外国語教育を充実することで特色ある学校づくりを進めていくことを検討しております。

さらに、広島県の行っている基礎基本定着状況調査の結果を見ると、忠海の児童・生徒は地域の行事への参加率が高い、自分の住んでいる地域が好きであるなどの割合が県平均に比べて高いことから、ふるさとをテーマに生活科や総合的な学習の時間に忠海の豊かな自然と歴史や伝統文化、地域力を生かした教育活動を展開することを計画しています。具体的には、四季折々の自然の変化を調べたり、歴史や文化財を通して地域の方々とふれあい学習やふるさと自慢の発信につなげたりすることなどを計画しております。

また、教育システムについては、4・3・2制にこだわることなく小学校と中学校との節目を意識した6・3制を維持することとしております。教職員の配置については、小中一貫校において校長は1名、教頭、養護教諭、事務職各2名、教員については小学校部分が8名、中学校部分が10名となる予定です。統合後5年間にわたり加配措置として小学校に非常勤教諭1名が措置される見込みです。

教育内容の改善については、柔軟に対応することが肝要であると考えております。小中一貫教育スタート時の内容を固持するのではなく、PDCAサイクルにのっとり改善すべき点は速やかに改善すべきと考えます。そのための組織体制として、学校関係者評価制度等を十分に活用して対応してまいります。

校舎、グラウンドの安全確保及び学習環境の保持、施設整備、通学路の安全点検につきましては、設立準備委員会や施設環境整備部会で協議しているところですが、これらの協議経過、検討結果につきましては準備委員会だよりとしてまとめ、各戸配布や学校を通じた配布を行うとともに、市のホームページに掲載し周知を図っております。また、保護者

の皆様を対象とした説明会を随時開催し、小中一貫設立に向けた計画の進捗状況を図面等により詳細に説明し、保護者の皆様に御理解いただけるよう努めております。

新しい学校づくりを通してよりよいまちづくりの展望を開くということにつきましては、施設環境整備部会には地域代表ということで協働のまちづくりネットワークの代表の方が参加していただいております。部会での協議内容につきましては各ネットワークに持ち帰り会員の皆様に報告していただいております。その中で出された意見や要望等を施設環境整備部会にフィードバックしていただき、さらに議論を深めていただくことにより小中一貫校設立を契機としたよりよいまちづくりへとつなげていきたいと考えております。

次に、施設整備についての御質問であります。小中一貫校の校舎における小・中学校のエリア区分につきましては、児童・生徒の生活に安定と安心・安全をもたらす配慮として基本的に1、2階を小学校エリア、3階を中学校エリアとして区分しております。

体育館につきましては小・中併用ですが、忠海中学校には武道場もありますので、体育の授業や集会等での活用も検討してまいります。

また、校舎及び体育館の階段につきましては、1段の高さが中学生仕様となっておりますので小学生仕様に改修し、小学生が安心して昇降できるようにいたします。

グラウンドにつきましては、授業時及び学校行事の際は小・中併用で使用し、部活動時は中学校用として使用いたします。校舎とグラウンドの間に観覧席がありますが、段差が高いため転落防止のため観覧席上部にフェンスを設置いたします。また、グラウンドにおりる階段に手すりを設置するとともに、3カ所のうち2カ所の階段の勾配を緩やかにすることにより小学生の安全確保を図ってまいります。

プールにつきましては、水深が中学生仕様となっておりますので、小学生が授業等で使用する際にはプールの一部にプールフロアを設置し水深の調整を図ってまいります。

図書室につきましては、小・中学生とも利用しやすく交流が生まれるよう、校舎の2階中央部に配置しております。また、調べ学習を行うために必要となるインターネット環境の整備を行ったり、図鑑、辞典、参考図書等を多くそろえることにより学習情報センターとしての機能の充実を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブについての御質問であります。忠海中学校区小中一貫校に移行が予定されている忠海東小学校及び忠海西小学校における放課後児童クラブでは、現在それぞれ5人、12人の児童を受け入れており、いずれも厚生労働省雇用均等、児童家庭局策定の放課後児童クラブガイドラインの基準を満たしている状態です。

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブの具体的な機能、役割について、現行のガイドラインの内容を基本に新制度の実施までに整理し、ガイドライン等で明確化することが適当であるとして、国の子ども・子育て会議において専用室、専用スペースの面積は児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上とすることをこれまでの議論を踏まえた方向性として進められているところであり、本市といたしましても、今後の動向を注視し適切に対応してまいりたいと考えております。

遊具につきましては、小学生、とりわけ低学年の体力の維持向上に有益と考えております。その設置場所につきましては、児童が休憩時間に外へ出てすぐ遊べるよう小学校棟の東側の空きスペースとし、ジャングルジムやブランコ、滑り台等を設置いたします。また、グラウンド北西側には、雲梯、鉄棒、のぼり棒等の小・中の共用で使用できる遊具を設置する予定としております。

グラウンド照明の設置につきましては、公害や作物への影響など近隣に迷惑がかかる場合もありますので、今後地域の意見を聞きながら慎重に検討してまいります。

グラウンドの擁壁につきましては、一部亀裂が見られますが、構造的には安定しており、特に問題ないと考えております。擁壁上部の水路が一部損傷しておりますので、小中一貫校の整備の際に亀裂の補修とあわせて水路の改修を行ってまいります。

小中一貫校整備は、耐震補強工事や改修工事等さまざまな工事を同時並行で行うため、工事中は仮設校舎を設置する必要があります。仮設校舎をグラウンドに設置することも検討いたしました。グラウンドが狭くなり授業や部活動が非常に制約され、また騒音や工事車両の通行が多くなりますので、教育環境面や安全面のことを考え、忠海西小学校の空き教室を仮設校舎として利用することとしております。工事期間中の安全対策には万全を期してまいります。

次に、通学路、通学方法についての御質問であります。西側里道につきましては現在中学生の通学路となっておりますが、小学生の通学路としても利用可能かどうかについて、保護者、学校とともに実際に現地を確認したり、施設環境整備部会においても検討しております。現在の西側里道は、道幅が狭いため離合が難しく、高低差のある箇所も多くあることから、小学生の通学路としては安全の確保のため現道拡幅等の整備がされるまでは西側里道より幅員の広い市道忠海中学校線がよいのではないかと考えております。しかしながら、地域によっては遠回りとなりますので、再度施設環境整備部会で協議してまい

ります。また、西側里道は、現在でも中学生の通学路として利用しているため、改修が必要な箇所、例えば中学校から下り口ののり面の保護、路面の補修、高低差が多い箇所への転落防止柵や手すりの設置等について担当部署と連携し、小中一貫校の整備にあわせ行う予定にしております。

通学路の安全確保に関連して、教育委員会では、昨年全国的に発生した登下校中の事故を受けまして市内の通学路の安全点検を実施いたしました。安全点検では、まず小学校ごとに通学路の危険箇所を抽出し、昨年8月にその危険箇所を地域、保護者、道路管理者、警察、学校、教育委員会合同で点検を行いました。合同点検の中では、歩道拡幅の要望が出てまいりましたが、拡幅となる設計、用地買収等、多くの費用と時間がかかることから、すぐできる安全対策として路面標示、通学路標識の設置、防護柵の更新等を行ったところであります。小中一貫校開校後も随時このような安全点検を行い、関係部署とも連携、協議しながら通学路の安全確保を図るとともに、地域の方に通学路の見守り隊の御協力をいただくなど、地域の保護者と一体となった取り組みを行っていきたいと考えております。

スクールバスの運行、乗車対象者及び乗降場所の検討につきましては、次回の施設環境整備部会において協議する予定になっておりますが、検討委員会報告書の趣旨に沿って乗降場所等通学の安全性が十分確保されるよう慎重に協議してまいります。

防災機能の整備につきましては、中学校体育館が忠海地区の最終避難場所であるということ踏まえ、避難所としての機能の向上を図るためさまざまな施設整備を行う予定にしております。体育館は、耐震診断の結果、耐震基準を若干下回っているため、耐震補強工事を行うとともに、東日本大震災においても落下等の被害が多く発生した照明、バスケットゴール等の非構造部材の耐震化を行い安全確保を図ってまいります。また、体育館の中に入るまでの通路にスロープを設置したり、トイレの段差解消や洋式化等を行うなどバリアフリー化を図り、災害時に高齢者や障害者がより安全に体育館を利用できるよう配慮いたします。

忠海東小学校及び忠海西小学校の跡地利用につきましては、庁内の関係課による連絡調整会議を設け十分検討を行った後、地域と市が連携し検討する組織を設置するなど、まちづくりの観点を踏まえながら有効活用を検討してまいります。

次に、設立検討委員会の意見についての御質問であります。設立検討委員会が出された意見、要望をどう生かしているかにつきましては、これまで説明させていただいたよう

に、校舎、グラウンドの小・中学校のエリア区分や小学生に対応した規格への改修、また学習情報センターとしての図書室の機能の充実、さらには通学路の安全確保等、設立検討委員会の報告書をもとに設立準備委員会で協議、点検を行い、可能な限り計画に反映させているところであります。今後も施設環境整備部会及び学校教育推進部会が出された意見、要望を積極的に取り入れ、地域に根差し地域が誇りを持てる小中一貫校の設立に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、保護者や地域への周知についての御質問であります。教育委員会としましては小中一貫校設立に当たっては保護者や地域の意見を聞くことは大切であると考え、これまで保護者や地域の方全員を対象とした説明会を開催し、また検討委員会や準備委員会での協議内容や決定事項を随時検討委員会日より、準備委員会日よりして地域の方々に全戸配布いたしました。準備委員会委員の皆様は、それぞれ保護者や地域を代表されており、忠海の子供たちの新しい教育の推進や忠海のまちづくりにかかわることとして積極的に取り組んでいただき、各団体においてもある程度の意見集約をいただいているものと考えております。今後準備委員会での検討内容を十分に理解していただくため、よりわかりやすい準備委員会日よりづくりに努めるとともに、説明会を随時開催し、地域や保護者の方の声を聞きながら、竹原市小中一貫教育基本方針に掲げておりますように、教育課題への早急な対応や質の高い教育活動を展開し、市民から信頼される学校づくりを進めるために忠海中学校区において一体型小中一貫校の設立に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁終わります。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 大変長い答弁をありがとうございました。

なぜこういう質問をしたかと申しますと、実は今答弁をされたことが具体的にやはり地域でしっかり腹におさまるといいますか、地域の方々にやっぱり周知されることが極めて重要であるとまず考えるわけです。実は、この答弁にもありますように、準備委員会に全ての権力が集中してるような感じなんですよね。準備委員会は、さっきも言いましたように、各学校のPTA会長と、それから協働のまちづくりの委員長しか入ってないんです。会長か、協働のまちづくりのネットワークの会長しか入ってない。したがって、6名の方がですね町内の6名の方がある意味では全ての権限を委託をされてるというのが実はこの進め方の現状であるわけであります。そして、それがちゃんとフィードバックされてるっ

ていうふうに言われてますけれども、PTAは、先日忠海西小学校のPTAがアンケート調査を行いましたけども、実に多様なさまざまな意見や要望が出されております。そういうものをしっかり集約するというふうな機能がないと、後からやっぱり不信や不満というものが暴発するといえますか、爆発するような事態を招くのではないかという意味で、この間のこの審議の進め方に対して大変大きな疑問を持つものであります。

そこで、2つのことに分けて私は質問をいたしました。1つは、来年の4月から忠海西小学校で具体的に忠海中学校と忠海西小学校の児童・生徒と一緒に教育活動を行うということが既に決まりまして、その準備を最終的に進めるには来年の3月までしか期間がないわけでありまして、したがって、私が前半で質問したことに关しましての、いわば審議の進展は極めて急ぐとともに、そこに十分な検討が本当になされているのかということをお大変疑問に思うわけでありまして。

私は6月定例会の一般質問において、この小中一貫設立準備過程の問題点として、保護者、地域との議論のあり方と教育委員会と市長部局との連携についてさまざまな提言を行いました。残念ながら、今回の答弁でもこの点について大変不十分であると思っております。その原因は何かということ、議論の進め方が常にトップダウンとなっておりボトムアップの議論ができていないということです。例えば、重要事項の決定は準備委員会で行われますが、答弁にあるように、それぞれが代表する団体、例えばPTA、協働のまちづくりネットワーク、教職員集団に持ち帰ってしっかり報告され議論されているとはとても思えません。また、準備会だよりも一方向的な周知で、それをもとにワークショップや説明会や出前講座なども十分に行われないまま時が経過し、目の前に仮設校舎の工事だけでなく忠海中学校生徒の忠海西小学校への移動が迫っているのが現実ではないでしょうか。もうここまで来たら仕方がないと、とにかく忠海西小学校での仮設校舎での小・中一緒の教育活動がスムーズにいくように、この4カ月全力を傾注しなければならないという状況に立たされているということです。したがって、最も大切なことは、この1年と1学期を仮設で過ごさなければならない小・中学校の保護者あるいは関係者にしっかりと説明し理解を得る作業をまず懸命に行われなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

そのためには、設立準備過程の問題点、今回1の1で質問した問題点ですが、きょう答弁したような内容を保護者に知らせるとともに、保護者や学校利用者の不信や疑問にちゃんと答える作業が教育委員会に求められていると思っておりますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） まず、関係者の理解を得る努力ということでございますけども、忠海中学校区の小中一貫校設立につきましては、これまでさまざまな場面で議論を行っております。教育長答弁でもございましたように、保護者や地域での説明会、また検討委員会、準備委員会、各専門部会で協議を重ねながら設立準備に取り組んでおります。今後も準備委員会、部会を中心に協議をしていきたいというふうに思っておりますけども、説明や議論が不十分であるといった御意見、または通学や学校生活に不安があるといった御意見も真摯に受けとめて、市長部局とも連携して説明会などさまざまな機会を捉えて情報提供、また丁寧な説明を行い、より広く保護者、地域の皆さんの意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 今のような抽象的な答弁だからだめだって、やはり具体的に答弁を私が求めたのは、特に来年4月忠海西小学校で行う教育活動についてはもっと具体的な課題についてさまざまな疑問や質問が出ているわけですね。それについて、例えば今の忠海西小学校のあのグラウンドあるいは体育館で果たして今小学校と中学校が行われている全ての活動をカバーできるかということに関して一連の答弁をいただきました。それでも不十分な点もあるでしょう。ただ、問題はそれを利用している学校関係者あるいは保護者、それから社会教育やさまざまに携わっている地域の関係者、そういう方々との議論がこの内容をよくしていくんだと思うんですよ。これはもうあと4カ月しか期間がないわけだから、もっとしっかりやっていただきたい。来年4月からやっぱり1年1学期の間そこで過ごさなきゃならない子供たちにやっぱり不便をかけないような具体的な課題をしっかり検討して、そういう疑問に答えるようにしなきゃいけないと思うんですよ。こんなことが、こんなことがというのは、今1回目の前段の1の質問に対して答えられた答弁もはっきり言って伝わってないですよ。なぜ伝わらないかっていうと、今までの説明会は帰って検討しますとか、それから今検討中ですとか、このように努力しますとかっていう話が伝わるだけで、具体的にこのようにするんですと、したがって皆さんの疑問にはこういうふうに答えているんです。答えようとしてるんですというふうな具体的な内容が伝わってこない。それはもう来年の4月からのことだから、やっぱりしっかり具体的に答弁してあげなきゃならないし、それがまた教育委員会の責務でもあるというふうに思うんですね。だから、

まず忠海西小学校での1年1学期についてはこのようにしますよと、少なくともそれに対するさまざまな代替措置についてもこんなことを検討していますよというふうなことが伝わらなければやっぱり不信や不安が募るばかりになると思うんです。

そういう意味で、まず当面お願いしたいのは、今申し上げましたように、先ほどまで答弁された、まず来年4月から行われる忠海西小学校での、忠海中学校、忠海小学校の児童・生徒が行う教育活動、これについての具体像というものをしっかり説明する必要がある。これはそれぞれの学校に例えば学級委員がおり、それから地域委員がいるわけですよ、PTAの中には。あるいは、先生の中にもそれにかかわる人がいる、それから地域にも子供のそういうさまざまな少年野球とか少年サッカーの指導者がいる、そういう方々がその代替措置というものをしっかり踏まえて来年の4月に備えるような議論をこの4カ月間にしなきゃならないということの認識が足りんのじゃないかと。

教育委員会は、そういう条件を整備するためにこういうふうな努力をこれからしますよと、まだ間に合わないところはこんな代替措置を用意しますよと。そういうことで、私は例えば忠海西小学校のグラウンドだけでは不十分でしょうと。それと、忠海中学校の工事中にはどれぐらい中学校のグラウンドが使えるのか、あるいは体育館が使えるのか、あるいは忠海東小学校のグラウンドはどのように使えるのか、それから例えばバンブー・ジョイ・ハイランドやさまざまな施設はどんなに使えるのか、忠海高校はどれぐらい使えるのかというようなことは、やはりこの段階でそういう利用者に示さなきゃ、4月開校に対して4月のそういう合同に関してさまざまな不安が残るってということだと思うんです。この場でこの議論をやる私はつもりは余りない。なぜかという、これはそういうことをしっかり小・中学校PTAと、それから学校の教職員と、それからもう学校開校の話ですからね、4月からの、そういう方々としっかり詰めるようないわゆる合意形成というものをしっかりやっていく必要がある。

PTAの代表者というふうにしてPTA会長が出ておられる。しかしながら、PTA会長は、例えばPTAの本部役員会があり、そしてPTAの代表者会議に当たる学級委員さんや、それから地域委員さんを集めた会議がある、さらには全保護者を対象とした総会があるというふうなシステムを持っているわけですよ。だから、そういうことをしっかりやっぱり活用しながら周知することがちゃんと下部に伝わるような、つまりボトムアップのそういう仕組みというものをつくることも、今回の小中一貫のさまざまな議論を展開する上で極めて重要なことでもあります。だから、今回の教育委員会の進め方がやっぱり準備委

員会で決めましたって言ったって、準備委員会誰が出るのって言ったら、会長しか出と
りませんっていうことじゃないですか。それから、協働のまちづくりの代表者しか出てな
いっていうことじゃないですか。だから、不信感がやっぱり募る、それがフィードバック
実際にしてるかっていうと、やっぱりしてないからさまざまな意見が出てくる。じゃあ、せ
めてこの4月の忠海西小学校で始める作業に関して、そういう合意形成というか、そうい
う意見をやっぱりしっかり吸収して、4月からみんなが安心してよし忠海西小学校に行っ
て来年からは中学校に行くんだっていうふうな、そういうことが子供にも伝わり、保護者
にも伝わり、地域にも伝わるような、いわゆる教育委員会の説明というのが要るわけです
よ。これは極めて急ぐ課題ですから、ある意味ではこの冬休みの間に、例えば保護者にそ
ういう説明をやっていきますとか、あるいは要するに忠海西小学校で行われるところのこ
れからの教育活動がスムーズにスタートできるような、やっぱり最大限の努力を教育委員
会は図っていかなくてはならないし、そういう合意形成のためにはもっと教職員や、それ
からPTAともっとしっかり詰めていかなきゃならないし、議論もしていかなきゃならな
いし、希望や課題も聞くっていうことが非常に大切なことだと思いますので、そこらに対
する決意をまずお伺いしておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 言われるとおりでというふうに教育委員会のほ
うも思っております。今後説明会等で具体的に丁寧に説明をさせていただきたいというふ
うに思っております。

また、学校のほうの説明会等も今後予定をしておりますので、学校のほうからの説明と
いったこともあるというふうに思います。

あと、準備委員会だより等ございますけども、準備委員会だよりも具体的に説明をさせ
ていただいて、いろいろな関係者に理解を得ていきたいというふうに思いますので、よろ
しくお願いします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（脇本茂紀君） 準備委員会だよりは、ここまでの答弁では配っておりますって
いう答弁なんですよね。配ってはいるけれども、本当にその理解が行き届いているかって
いうと、いわば新聞折り込みで、新聞折り込みというか、広報と一緒に配られた。そのこ
とが本当に隅々まできちんと伝わってるかどうかということに関しては、それはPTAや
あるいは保護者会やそういう会合の中で明らかになることであります。そういう意味で、

この間行われた説明会の中で、ほとんどこの間の場合は質問は出なかったそうですけれども、しかしその質問や意見の中に本当は出てくるはずですよ。だけど、あのアンケートを見ると、読んでない、十分に知ってないというやっぱり声が大変たくさんあるのは、やっぱり準備会だよりだけでは不十分ですよ。やはり人間が行って人間の声で説明をするということがいかに大事であるかということでもあると思うんです。そういう意味で、1時間半で終わりますと、したがってそれまでに言いたいこと言うてください言うけれども、なかなかその少数意見や小さい声の意見は伝わらないと、1時間半の説明会ではね。それを何回やりましたって言うけれども、1時間半では不完全燃焼になっていることは間違いない。すると、その代替措置としては今度はもっと小さい単位でとか、あるいはPTAのさまざまな機関を使ってとか、そういう工夫とか、要するにこれを広げ周知する努力が、例えば学級の参観日に学級会でこの問題について説明しますとか、そんなことがあつてしかるべきですよ。そうでないと、来年4月からの保護者の不安というのを払拭するためのさまざまな作業っていうのはこの4カ月にかかっているわけですから。今少なくとも答弁した内容はもちろんですけども、それがスムーズにやっぱりスタートできるような周知というものをもっと具体的に、細やかに、丁寧にやっていただきたいということをこの点については申し上げておきます。

それと、2番目のいわゆる小中一貫設立校の開始は、今度は再来年の4月開校、それから供用開始が8月ですか、ということになっています。こっちのほうの今度は討論の進め方についてお尋ねをしたいと思うんです。

私が前の6月定例会に質問をいたしましたのは、この小中一貫校の問題は確かに教育の問題でもありますけれども、もう一つは忠海のまちづくりの問題ですよ。したがって、そういう観点からの協議を進めて、前は小中一貫校を地域の人がみんなで包んで将来のまちづくりとして一緒に考えようっていうふうな空気を醸成せにゃいかんわけですよ。その作業が非常に不十分だと私は思います。というのは、今は小中一貫校の話は子供たちのことだし関係者であるPTAや教職員のことだから、余り地域の人がこの問題についてあれやこれや言うのはちょっと遠慮しておこうというのが今多分全体の空気です。というのは、そういう意見がやっぱり十分に出せる場所とか、そういう場所が喚起されてない。それが例えば通学路の問題、あるいは防災機能の問題、あるいは忠海東小学校に小学校の跡地の活用の問題、それから中学校の具体的に建設物がどのようなものになるかの問題、そういうさまざまな問題が議論されるに従ってやはり地域の小中一貫校としてその将来像が

どうなるかということがこれからの関心事になってくるわけです。そういう議論はこの1年、私ははっきり言って不十分だったと思うし、小中一貫校の設立を急ぐ余りその議論をはっきり言って置いておかれたと。置いておかれただけじゃなしに、この当面する忠海西小学校で始めるこの4月からのことすら今のような状況ですから、本来の小中一貫校が忠海中学校で始まることの問題に関してはまだまだ多くの課題やあれを抱えていると。

そこで、私が是非お願いしたいのは、やはり市長部局がこの問題についてしっかりとかわらなければそれから先の問題の進展ということにやっぱりつながってこないんじゃないかという気がかねてからしているわけです。それは、例えば1つの重要な課題、今議論されてることの中でも重要な課題の一つとして通学路の問題があります。これはある意味で西側の道路の整備なくしてスクールバスの運行も、それから児童・生徒の安全・安心の確保もできないと思いますと。これは教育委員会の課題であるとともに、市長部局の課題であります。真剣に緊急の課題として整備をしなければならないと思いますが、これはいかがでしょうかということについて御答弁をお願いしたいと。

そして、これは忠海中学校へのアクセスということにとどまらず、今進展をしている忠海のいわゆる道路整備、忠海中央線、あるいは国道185、あるいはさまざまないわば市道ですね。こういうものの総合的な整備とこの今課題になるこの中学校線というものがやはり課題になってくるんだと思う。そういうものとしてまた提起されれば、住民の方もそういうことなのかっていうふうにしてこの事業に対する応援も高まってくると思うんですけども、そういう点でのいわゆるまちづくり、道路づくりとしての通学路、そういうことについてどのようにお考えになっているか、改めてお伺いをしたいと思います。

それは、防災機能としてももちろん考えられますし、それからやはり子育て世代が、今御存じのように、忠海西小学校の児童が多く居住してるのは忠海団地、長浜なんですよ。忠海の中央部分にいわゆる子育て世代が減少していると。そういうことからすると、例えばこの中学校を小中一貫校を今の忠海中学校に設置することによって、さらに道路を改修することによって、その周辺やあるいはその沿線に例えば若者が定住するような、そういう展望というものが開けてくるんじゃないかというようなことも含めた、要するにまちづくりの課題として多くの市民の意見や、いわば合意っていうふうなものをつくっていくことが大変重要ではないかと。そういう意味での今後の進め方について御答弁をお願いしたい。

最後に、忠海東小学校と忠海西小学校の跡地もそうです。私だけではないと思います

が、やっぱり大変みんなが不審に思っているのは、やっぱり竹原東幼稚園にしても、それから田万里小学校にしても、廃校になった学校の跡地は結局その教育財産であるとか適法であるとか何とかかんとか言いながら、結局はその再利用がどんどん延ばされてきたと。そういうことに忠海東小学校も西小学校もなったとしたら、やっぱり住民にとっては非常に困ることなんで。そういう意味では、例えば今回このことを通じてやっぱり忠海東小学校、忠海西小学校を地域の拠点施設としてこれからどのようにしていくのかっていうことは大変重要な、忠海町にとっては今後の死活をかけたというか、そういう重要課題でもあるわけで、そういう意味ではこれらの議論もやはり始めていかなければならないというふうに思うわけでありまして。とりわけ小学校がなくなることによって、いわば子供の姿が町の真ん中から消えていくような事態に対しては大変大きな危惧がありますし、中でも申されましたように、例えば伝統行事を維持することや、あるいは世代間の交流を維持していくことも含めてやはり今ある忠海東小学校、西小学校の役割は大変重要だと。だとすれば、これの跡地利用については、是非皆さんと一緒に行政もしっかり議論をしていきたいんで、是非そういう場をつくりたいと、あるいはつくっていただきたいということを切にお願いしたいと思うわけでありまして。そういう場にもっと市民が参加をして、もっとワークショップや出前講座やさまざまな行政と市民があすの忠海を語るような場をたくさんつくって、住民が前向きにこの問題について考えられるような場にこの小中一貫の議論をしていただきたいというのが切なる思いでありまして、そういう意味でこれから再来年のいわゆる27年4月開校に向けての議論の中ではそうした周辺部分がやっぱり大いに同意を得られるような議論を展開していくためにも、小出しに個別にばらばらに議論するのではなくて、住民がさまざまな場面で議論できるような、いわば素材を是非とも行政の側からは提供をしていただきたい。

そうして、私前も申しあげましたけども、やっぱり広く会議を起し万機公論に決すべしですよ。やっぱり広く会議を起さなきゃならない。どんどんどんどんその決定機関を狭めていって準備委員会に全てを集約してしまうのではなくて、もっと広く会議を起して、そしていろんな意見をそこに集約して将来像についてのさまざまな議論をあらゆる場面で喚起する、そういうことが必要ですし、忠海にはまたそういうまちづくりの組織がさまざまにあるわけですから、そういうものをやっぱり有効に活用して、とりわけまちづくり推進課等が行ってる協働のまちづくりでは、そういう団体を今結合しようというような話もさまざまに出てるわけですから、そういう市役所の各課が行ってるさまざまな活動

を、この議論やこれからの忠海の未来づくりの議論へと連結していくような、そういう営みがこの1年間の忠海の営みでなくてはならないというふうに私は思うわけでございます。そういう意味で、それぞれ教育委員会、市長部局からの今度は小中一貫校開校に向けての決意をお伺いをしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

副市長。

副市長（三好晶伸君） 脇本議員からは忠海中学校区の小中一貫校設立に向けた中で、まずは児童・生徒等の安全・安心、あるいは教育環境の充実、またさらには忠海町の将来のまちづくりという大きな観点から御質問をいただきました。

まず、忠海中学校区におけます小中一貫に伴った通学路のお話が先ほどございました。この通学路については、とりわけ忠海中学校西側の里道は、御指摘のとおり、幅員が大変狭隘で急な坂道を通学している状況であるということは認識をいたしております。先ほど教育長が御答弁を申し上げましたように、通学路としての環境改善に早急に取り組むことといたしております。これは短期的な措置ということでもあります。

あわせて、以前から計画のごございました忠海中学校の西側の道路、いわゆる忠海中学校線についてでございますけども、これは過去の経緯からいいましても、あれはたしか昭和50年だったと思いますけども、忠海中学校が現在地に移転をした際、忠海中学校へのアクセス道路として当時計画、起業いたしました。結果的には、一部整備は完成したものの大半が用地取得に大変難航をしたというようなこともあって未整備な区間が残り休止の状態ということになっております。これは今回小中一貫校の設立にかかわって、1つには忠海中学校は、先ほど来脇本議員御指摘のとおり、中学校が果たす役割の中に防災機能、この充実を図ることももちろんそのほかにございまして、児童・生徒の安全・安心はもとより、地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たす必要があるという観点からこのたび、先ほど教育長御答弁申し上げましたとおり、この西側の道路整備については中・長期的な視野に立って整備することを前提に、それに向けて検討してまいりたいというように考えているところであります。

また、今回忠海東、西両校がこの一貫校設立に伴って27年8月からはあそこが空きということになりますので、そこらあたりの跡地の利活用、これらについての御質問がございました。もちろんもう教育委員会だけでなく、市長部局のほうでも庁内で調整会議、これに関係職員等が中に入って庁内でのそういった調整会議を諮りながら、また市民の皆さま

ん、あるいはPTA、保護者も含めていろんなさまざまな角度から広く市民の御意見をいただきながら、この将来のあり方について積極的に検討してまいりたい、取り組んでまいりたいということで御理解いただきたいと思えます。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 先ほど脇本議員さんの御指摘にもありましたように、保護者あるいは地域の皆様方により具体的な報告、協議というものをしていかなければいけないんじゃないかという件でございますけれども、今後あと4カ月という緊急な時期でもありますし、今の説明会等もちろん行ってまいりますけれども、より角度を変えた形で説明会、いろんな場を捉えての説明会も視野に入れながら取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

また、仮設校舎の時期あるいは27年度以降のスケジュール、そういったものも踏まえた協議、報告を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） あと6分です。

13番。

13番（脇本茂紀君） 今それぞれ副市長、教育長から御答弁をいただきました。やはり進めていただきたいといえますか、是非そういうことをしっかりとやっていただき、とりわけ私は忠海の町内のさまざまなまちづくりに関して多くのいわゆる積極的なさまざまな活動があって、そういう方が持っているさまざまなノウハウや、さまざまな能力や意見を持っておられます。惜しむらくは、そういうものをやっぱり十分活用する、あるいはそういう声もしっかり聞く、そういうことが大変不十分だと思います。そういう意味で、さまざまな多くの人から意見を聞くということは大変難しいことかもしれないけども、そういうやっぱりさまざまな団体、さまざまな階層、さまざまな活動を行っている方々の中からしっかりその意見を集約できるような行政運営というものが、ある意味で協働のまちづくりというものの本旨であると思えます。協働のまちづくりも今のところはある種の狭さがある。だから、そのためには市庁内もある意味で連携をしながら、市役所の中もそういう横の連携をもっとしっかり密にさせていただき、例えば説明会のときには教育委員会だけではなくてさまざまなほかの関係する部署も出て、できる限りそういう住民の声や関係者の声に応えられるような体制を整えて今後の1年半ぐらいの説明をやっぱり精力的に行っていただきたい。そのことによって、やはりまちづくりの気概や創意といえますか、そうい

うもの、そういう機運というものを忠海の町内につくる意味でも絶好の機会でもあるわけで、あすの忠海をつくるために是非行政の側も地域の中に、地域にどんどん入っていただいて、また地域のほうもさまざまな提言やさまざまな意見を上げて、そしてよりよい町ができるようにともに頑張っていこうではありませんかということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（稲田雅士君） 以上をもって脇本茂紀君の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、山村道信君の登壇を許します。

4番（山村道信君） ただいま議長より一般質問の壇上における許可を得ましたので、山村道信、発言通告書に基づき、親に対する子育て、しつけ教育と幼・保・小・中、福祉の教育連携について一般質問をさせていただきます。

私自身、教育現場に携わったこともなく、教育の問題に触れることはおこがましく思うわけですが、子供たちの将来を案ずる市民の一人として、子育ての観点から質問と提言をさせていただきます。

というのも、去る9月、中学校における校内事件を発覚に、当事者家族とも日ごろからのつき合いもあり、今後このような悲惨とも言える事件をなくするにはどうすればよいか、私ながら思いをめぐらせてきた次第でございます。世間一般に、こういう事件が起きますとすぐに学校側の責任を問うわけですが、果たして学校だけの問題なのでしょうか。学校はさまざまな境遇に置かれた家庭の子供たちが集う場所であり、別々の家庭環境で育った子供たちが同じ空間に集い、同じ教育を受け学校生活を営んでおられます。当たり前のことなのですが、よく考えてみると全く違う環境の子供たちを同じ方向へ導くわけですから、その対応の仕方一つ見ても児童・生徒たちに合わせる必要があります、その労力たるや大変なものがあると想像されます。また、学校は塾とは異なり教科学問を教えるだけでなく、体育やスポーツ競技による心身の育成、また団体生活による人と人とのつながりやモラルや道徳を教える場であり、社会で生きていける人間を育てる人間教育の場でもあります。教職員の方々の日々の職務遂行には頭が下がる次第でございま

す。

ところが、昨今の教職員が児童・生徒たちからばかにされてると、そういう現状を耳にいたします。どうしてでしょうか。何をしても口頭注意だけで、先生が手を出せないことを子供たちがわかっているからです。ましてや、先生が苦勞されていることなど、そのような子供たちは思いもしていないでしょう。ふざけた生徒は先生に手を挙げてくるそうです。もちろん先生が訴えれば犯罪としてその生徒は検挙されますが、しかし先生方はじつところえ、そのような生徒を立ち直らせようと懸命に努力されておられます。先生が殴られることがあってもニュースとして取り上げられることがないのは、子供たちを守ろうとする崇高な信念からではないでしょうか。そうした先生方の気持ちを親は理解しているのでしょうか。今回の事件は、先生を、学校を守ろうとする我が身を捨てた親の判断から公にされたわけで、子供の将来を考える上でまさに悲惨な事件と、出来事と、胸の痛みを覚えた次第でございます。

しかし、こうした子供の不祥事を親に相談しても聞き入れてくれない親もおられるそうです。ましてや、学校において学校において願っても、時給を保障してくれるのか、子供の病気や負傷のとき以外は呼ばないでくれと返答、呼び出しを拒否する親もおられるとのこと。また、就学援助の一つである準要保護を受けながら高級乗車で送り迎えする親もいれば、学費負担を減らすために戸籍上離婚し、実際は同居、生活をともにしている親もおられるそうです。何か間違ってる、おかしいと思うのは私だけでしょうか。こうした社会的なひずみを受け入れざるを得ない公立学校の現状を考えた場合、果たして全ての責任を学校に求めることができるのでしょうか。私は親に責任の所在を求めます。親による子供のしつけの仕方、対応の仕方に問題を感じます。こうした悲惨な事件を繰り返さないためにも子供の教育とともに、一方で親の教育も考えないとモラルは保たれないのではないのでしょうか。子供の教育、そして親の教育、この両面の問題を克服することが大切ではないかと考える次第でございます。

そこで、親に対する子育て、しつけ教育についてお尋ねいたします。

現在、児童・生徒の道徳教育が各小・中学校において見直され、それぞれに取り組みまれておられるようですが、一方親の子育て、しつけの指導は行われているのでしょうか。もし行われているとするのなら、どのような形で取り組まれておられるのでしょうか。

確かに、PTA役員を通じ保護者向けのさまざまな研修会が行われていますし、学校参観日の後にも勉強会が開かれているようです。教育に関心のある親は進んで参加されるよ

うですが、職場を休めない親や学校任せの親は参加されません。聞いてほしい親が参加されない実態が現実としてあります。

先日、学校区の小学校、中学校の参観日を見させていただきました。小学校では、児童の約3分の2に当たる保護者が参加されておられましたが、中学校では5分の1程度に減っています。上になるほど子離れしている実態が見受けられます。小学校の低学年ともなるとまさに見るからにかわいらしくて、この子供たちが大きくなって反抗するとは誰しもが思わないでしょう。これが幼児期ともなると、親や祖父母にとっては目に入れても痛くない存在であることもわかります。それがゆえ甘やかす、欲しがるものは全て買って与える、不自由、我慢させたくない親の気持ち、しかしこれが末の教育、学校生活における支障となってくることを理解している親はどのくらいおられるでしょうか。

子供たちに責任はありません。全て親の責任でしょう。わがまま勝手に育てられた子供が成長し人の言うことを素直に聞くでしょうか。聞かないから何度も聞かせようと叱る。そのうち叱られることになれる。それが親でなく先生の指導でも注意されることになってしまう。そうすると、うるさい雑音にしかとれなくなる。それでも口やかましく言われる。子供はどこに不満を発散していくのでしょうか。結局うさ晴らしに走ってしまうのです。人の性格は3歳児までに形成されると言われています。本当にかわいいのであれば、我慢することを覚え込ます必要があると思います。しつけです。それができるのは親しかありません。もっとも幼児虐待は別の問題と考えます。幼児虐待としつけとの違いをはっきり親に理解させる、しつけるにはどうすべきか親を指導することも必要ではないでしょうか。

では、親に対する指導、教育は誰がするのでしょうか。2世代家族ではその役割を祖父母が担ってまいりました。しかし、核家族化が進んだ現在、親を教育する祖父母が少なくなっています。また、家庭の置かれている環境も全て異なります。ましてや、共働きで生計を立てている家庭がほとんどで、わずかな産休後現場に復帰する保護者がほとんどです。そんな状況でまともに子供のしつけを学ぶ時間がないことも理解ができます。

では、いつ子育て、しつけを学ぶ機会があるのでしょうか。親が最も愛情を注ぐ時間、子供と一緒にいられる時間、それは出生後の産休時ではないのでしょうか。そのときこそ子育て、しつけの仕方を自覚していただくことが最も有効なタイミングだと私は考えます。生まれるということは、家族が増えると同時に市民権を得るということです。市民権を獲得したとする自覚を親に知らしめることも必要だと思います。今現在出生届に来られた御家

族にそういった自覚を促す対策を講じられているのでしょうか。

たけはら子育てはてなブックが毎年編集され配られているようですが、これに市民憲章やしつけガイドをつけ加え親のハンドブックとして編集され、出生時後あるいは出生届時にお祝いの言葉を添えて配布されてはいかがでしょう。可能なことからやっていくことが大切だと思います。

校内のさまざまなトラブル、非行の原因は、その時点の教育ではなく、生き立ちの教育一連をたどる必要があるのではないかと考えます。しつけ教育をせず、それを学校に責任転嫁する親が増えているように思います。それは間違いであることを理解していただかなければならないのではないのでしょうか。

教職員の方々は、教科を教えるだけではなく、社会に通用する人を育てるという大変な職務を遂行されておられます。団体学校生活の中で児童・生徒に問題があった場合、保護者に相談し是正を求められるわけですが、一連の教育指導においても理解されない保護者は学校ではなく教育委員会に提訴する親もおられると聞かされています。そんな親の提訴に対し、教育委員会ではどのような対応をされておられるのでしょうか。お聞かせください。

もちろんそこで教育委員会として親の苦情に聞く耳を傾けることは当然の職務であります。そのときにこそ必要とあれば、その親の指導を行うこともあってよいのではないのでしょうか。

教育委員会の職務権限は、地方教育行政の組織及び連絡、運営に関する法律の第3章、教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限第23条（教育委員会の職務権限）において、その第5項に学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関することと明記されてあります。ここに上げられる学習指導、生徒指導を現在教育委員会はどのように職務として遂行されておられるのでしょうか。

教育委員は、地方公共団体の長の指名により議会承認を得た元教育者を含む教育者ではない方も含めて構成されているようです。一方、教職員は、現場に直面している現役の教育者です。児童・生徒の一人一人の環境を最も把握され、全体の教育の流れの中で必要な方策を職員の間で話し合いながら職務を遂行されておられます。また、校長は、教職員の職務を把握され管理し、職務遂行をサポートされておられます。よほど個人的な教職員の不祥事でもない限り教育委員会は直接的な学校指導や生徒指導をおこがましく思えるわけで、むしろ実情に苦慮されている学校をサポートし支援していくのが教育委員会のあり方

として望まれると思うのですが、いかがお考えでしょうか。

これまで親の教育の必要性について質問展開させていただきました。

次に、一方の子供の教育についてお尋ねいたします。

小学校に入学された時点で、幼稚園卒園児と保育所卒園児とでは学力に違いがあることを現場の声として聞かされました。こんなことがあってよいのでしょうか。保育所は働く親にかわって幼児を預かる施設、幼稚園は学びの基礎、生きる力のもとを育てるところとたけはらはてなブックにも紹介されています。全く保育所と幼稚園では性格が異なっているようです。もちろん職員の資格も、幼稚園では教諭免許、保育所では保育士免許と異なっています。それぞれの園を卒園した子供たちが同じ小学校という土壌に上げられるわけです。これでは余りにも子供たちがかわいそうではないのでしょうか。そうしたことを改善するためにも私は幼・保一体型施設の重要性を認めます。現在竹原では私立の幼・保一体型施設があるだけです。公立の保育所や幼稚園も早急に幼・保一体型施設に変えていくべきです。

一般行政視察でいち早く幼・保連携の施設を立ち上げられた福岡県の宮若市を視察してまいりました。認定こども園、さくら幼児園です。職員は全て保育士と教諭の免許を取得されています。というよりも、むしろ職員を採用する時点で両免許取得者を採用条件とされたようです。隣に小学校も隣接し、今後小学校との一体化も検討されておられるようです。小学校入学時に同じスタートラインにつくことが、その後の子供たちの学校生活を送る上では必要不可欠なことであり、幼い子供たちが差を感じ取り卑屈な思いをさせることはあってはならないことではないでしょうか。

市町の教育政策は、現在子供たちの幼児期から始まります。保育所、幼稚園、小学校、中学校と過程を分けるのではなく、子ども福祉室も含め一連の連携政策をとっていくことが校内事件を抑える上において、また健全な学校生活を送らせる上において必要であると考えますが、教育部局としてのお考えをお聞かせください。

竹原で生まれたときから竹原の一市民です。その時点から健全な市民を育てる体制を本市としては構築すべきではないでしょうか。親によるしつけ教育のサポートから始まり、幼児期に受ける初期教育の公平化、小・中学校時における連携教育と、福祉課と学校教育課、教育委員会、そして保・幼・小・中の各現場、そしてPTAと縦横の連携を図り、情報を共有しつつ子供たちの成長をサポートしていくことが望まれるのではないのでしょうか。

以上で壇上での質問を終えさせていただき、あとは議席にて質問を展開させていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 山村議員の質問にお答えをいたします。

学校教育に係る御質問については、教育長がお答えをいたします。

昨今、我が国全体が成熟社会や人口減少社会という新しい時代への対応に直面している状況のもと、家庭や家族も変容し多様化しています。厚生労働省によりますと、3代世帯の割合はこの20年間で14.2%から7.9%に低下し、いわゆる核家族化が進行する中で、親が祖父母などから子育てに関して学ぶ機会も少なくなっており、相談、協力できる人が家族にいないなど、親だけで子育てを担わなくてはならなくなっている現状があります。一方で、約20年前から共働き世帯数がいわゆる専業主婦世帯数を上回るようになり、その後も増加し続けています。また、父子世帯や母子世帯などのひとり親家族は、平成22年には78万5,000世帯であり、20年前より約20%増加しております。

こうした状況の中で、本市の子育て支援対策につきましては、第5次総合計画において子育て環境が充実し、安心して子供を産み育てることができるを目指す姿とし、次世代育成支援地域行動計画の推進、地域における子育て支援、保育所等の適正配置と保育サービスの充実、母性や乳幼児等の健康の確保及び増進の4つを基本方針として定めております。

また、子供の保険、医療、福祉、教育などの各分野における施策のより具体化を目指す役割を持つ次世代育成支援地域行動計画では、計画の将来像として「心もからだもすくすく育ち、ふるさとと愛が育つまち」、理念として「みんなの心が輪をつなぎ、子どもと子育てをささえあうまち」を掲げ、7つの目標に21の項目を設定し、103の具体的な施策、事業を定め取り組みを推進しております。

御質問のこそだてはてなブックについては、子育てにおいて困ったり悩んでいる方を応援し、純真無垢な笑顔を見せる赤ちゃんの未来が明るいものとなることを願い、竹原商工会議所女性部の皆さんが平成17年度に作成され、以降内容を更新されていたものを平成20年度から市が引き継ぎ作成しているものであります。掲載している内容は、これから妊娠、出産される方、子育てをされている方などを対象として妊婦健診や乳児健診、予防接種、子供のけがや病気のときの対応など、医療に関する情報や子供と一緒に遊ぶことの

できる子育てサークルや子育ての心配事の相談ができる施設の紹介、一時保育や病後児保育、放課後児童クラブ、保育所、幼稚園などの子供を預かる施設の紹介などの子育て支援にかかわる情報を掲載し、保育所、幼稚園、保健センターを初め関係する施設において毎年約1,700部を配布しております。こそだてはてなブックの編集に当たっては、その掲載内容について関係機関による検討会議を開催し、保護者からの気づきや今後掲載したい情報についてのアンケート調査による意見などを参考に協議しております。これまでの制作経過を踏まえ、議員からの御提案のありましたことを含め、今後においてもよりよいものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、公立の幼・保一体化施設についての御質問であります。国においては平成24年8月にいわゆる子ども・子育て関連3法が可決成立し、その関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が最短で平成27年4月から実施されることが見込まれております。

この新たな制度は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ利用者が利用しやすい施設が求められていることや、都市部で待機児童が存在する一方で、子供の減少により保育の場がなくなった地域があること、家庭や地域での子育て力が低下していることなどの諸課題を改善し、さらに子供を産み育てやすい社会となることを目指しており、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を主な目的としているものであります。

また、幼児教育及び保育のあり方について総合的な検討が行われた竹原市幼児教育・保育あり方検討委員会において、平成24年3月にまとめられた報告書の中では、幼稚園と保育所が一体化すれば就労の有無にかかわらず施設を利用でき、保育時間も柔軟に選べるので、保護者にとって利用しやすくなると考えられる。また、今まで幼稚園が遠かった地域でも近くの施設で幼児教育を受けることができ、地域の子供が同じ園に通所できるようになる。公立の保育所と幼稚園の一体化により、公立幼稚園の幼児教育と公立保育所の保育を融合させて教育と保育を一体的に提供することが可能になる。幼・保一体化を具体化するに当たっては、竹原市の幼児教育や保育のあり方のモデルケースとなるよう、幼稚園、保育所関係者で互いのよさを十分生かした施設のあり方を検討した上で設立し、その後は他の市内就学前施設にも成果を広げることが期待されると今後の幼・保一体化について提言されております。

本市においては、現在子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て会議を設置し、子ども・子育て支援新制度への移行に先立って、子ども・子育て支援に関する市民の皆様の

ニーズを十分把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方などの御意見をお聞きしながら子ども・子育て支援事業計画の策定に着手しているところであり、以上の状況を踏まえまして幼・保一体化施設の具現化に向けて積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 山村議員の御質問にお答えいたします。

家庭生活は時代とともに大きく変化しました。市長からの答弁の冒頭にもありましたように、家族形態や就労形態、さまざまな社会状況の変容により、家庭における自然な教育的営みが困難になってきている状況が随所にうかがえます。しかしながら、いかなる状況であろうと、父母その他の保護者が子供に対して行う教育である家庭教育はないがしろにできないものです。家庭教育は、乳幼児期から親子の愛情によるきずなで結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供が基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。さらに、人生を切り開く上で欠くことのできない職業観や人生観といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものと考えます。

このような家庭教育の重要性に鑑み、平成18年の教育基本法の改正においては、新たに条を設けて家庭教育について規定されました。父母、その他の保護者が子の教育について第一義的な責任を有する旨と、家庭教育の基本的な機能として生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和的な発達を図るよう努めること、また国や地方公共団体の役割として家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるよう努めることが求められています。

その上で、御質問のあった事項についてお答えしてまいります。

まず、親に対する子育てやしつけについての指導がどのように行われているかという点についてお答えします。

親に対する指導ということでございますが、教育基本法を引き合いに出すまでもなく、本来家庭教育は保護者の自主性を尊重すべきものであります。行政としては、家庭教育に必要なさまざまな支援を行うべきものと考えます。現在各PTA組織では、教育講演会を実施したり、家庭教育研究大会や、研修会への参加を呼びかけたりしておられます。学校は、地域懇談会や学級懇談会、学校だより等を通じて子供の基本的な生活習慣確立の重要性

などの啓発活動を行うとともに、保護者の子育てに対する不安や困り感への対応を関係機関と連携して行うなどの取り組みを行っています。社会教育の分野においても、公民館活動に子育て支援の組織を交えた実践が進められています。

次に、教育委員会への相談等の対応についてお答えします。

教育委員会には、年間を通じて市民、保護者の方々から電話や来庁による相談等があります。その内容の多くは、子育てへの不安、学校生活における心配、学校の対応への苦情などさまざまです。基本的な姿勢として、まずじっくりとお話を伺い、主たる訴えの原因や本質について理解するよう誠意ある対応に努めております。保護者の不安や心配については、多くの場合わかりやすく説明したり、今後の対応をお約束したりすることで御理解をいただくことができますが、中には継続的に連絡をとりながらその解消に努める場合もあります。学校の対応に不満を持たれている保護者からの苦情は、その多くが誤解によるものであり、感情的になっておられる場合もありますが、時間をかけて丁寧にお話を伺うとともに、事実確認をお約束したり、正しい情報を提供したりすることで御理解をいただいております。これらはその詳細を学校長に連絡し、学校での状況を把握するとともに、今後の対応についても指導、助言を行い、対応の方向性を確認するなどして取り組んでおります。保護者の中にはこうしたやりとりの中で子育てについての建設的な考え方にたどり着かれたり、他の関係機関に積極的に相談されたりするなどの態度変容が見られることもあります。

次に、教育委員会の学校への学習指導や生徒指導の具体についてお答えします。

地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の遂行が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力のもと、公正かつ適正に行われなければならないとされております。その上で、教育委員会が設置され、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務のうち、定めのあるものについて管理及び執行するものです。

御質問の学習指導要領や生徒指導については、学習指導要領などの法令等にのっとり適切な指導がなされているかどうかを管理するばかりでなく、より効果的で学校実態に合った教育が実施されるように指導や助言を行うことが重要です。

竹原市教育委員会の学校教育課には、4名の指導主事が配置されております。指導主事とは、上司の命を受け学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者です。学習指導や生徒指導について年間60回程度

の研修会を実施したり、学校からの要請などにより学校を訪問して教員の授業観察を行い、校内の研修会等で指導、助言を行ったりしております。平素から学校からのさまざまな報告や相談に対応し細やかに支援を行っており、生徒指導等での問題が生じた場合は対応方針を初めとして相談に応じ、連携して対応に当たっています。議員の御指摘のとおり、学校をサポートするのが教育委員会の大きな役割であると認識しており、今後も学校現場のサポートに努めてまいります。

次に、幼稚園卒園児と保育園卒園児との小学校入学時における学力の違いについての御質問がございました。御承知のように、幼稚園は学校教育法に基づき幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校であり、保育所は日々の保護者の委託を受けて保育に欠けるその乳児または幼児を保育することを目的とする施設です。それぞれが幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づいて教育、保育を行っており、当然そこでの生活実態は異なります。小学校入学時に求められる力とは、挨拶や返事ができる、人の話を聞くことができるなどの学校生活の基礎となるものです。小学校では両施設で培ってきた基本的な力を生かしながら学力の向上を図っております。

また、先ほど市長が御答弁申し上げましたように、国においても平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度において、親の働く状況の違いにかかわらず質の高い幼児期の学校教育、保育を受けられることが望まれていることに対し、認定こども園の普及を進めるよう検討されています。本市におきましても、公立の保育所と幼稚園の一体化により公立幼稚園の幼児教育と公立保育所の保育を融合させて教育と保育を一体的に提供することが可能になる施設のあり方が検討されております。

御提言にありましたように、就学前から中学校卒業までの15年間にわたる子供が育つ時間軸を縦軸として、それを取り巻く保護者、地域、関係機関などのネットワーク連携を横軸として、縦軸に厚みを持たせて取り組むことは子供たちの健やかな育ちを細やかにサポートすることであり、自ら未来を切り開く生きる力を育てる上で重要なことと考えます。

現在、本市では小中一貫教育を推進し、幼・保一体化の積極的な検討を行っております。人と人とのつながりが弱くなった家庭教育が困難になっている時代だからこそ、これらの新たな取り組みは人と人とのかかわりを豊かにしてよりよい教育効果を生み出すものと考えております。家庭や親子に対する支援や将来を見据えた教育施策を進めるに当たっては、行政関連部局が相互に調整と連携を図り、課題とそれに対する対応についての共通

理解を持ちながら施策の構築に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁を終わります。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 大変御丁寧な回答をありがとうございました。

御回答ありましたように、やはり今回私はこの件に当たり本当にいろんなところに行って話を聞き、あるいは現場を見させていただき、あるいは家庭の内情にも触れてきたということがございました。本当に奥が深いものがございまして、今まで私は教育関係に対して実際そこまで掘り下げて考えたことはなかったのですが、今回のこと以来、これはやはり幼稚園から小学校、中学校にわたる段階的な教育、これをやはり一元化する必要があるんかなというふうにとどり着いたわけでございます。非常に現場見てみますと、まさに子供たち、全く責任のない、全く無邪気で、特に小学校においてはみんな同じような顔で一生懸命走り回ってます。この子供たちがあと6年後、あるいは10年後どうなっていくんだろうということを考えたときに、私は今回のような質問をせざるを得なかった。そういうふうな状況を鑑みて質問させていただいたわけでございます。

さて、御回答本当にありがとうございます。一つ一つ前向きに取り組んでいただきたい、こう思う次第でございます。そのうち何件か質問させていただきたいと思います。

まず、子供はてなブック、聞くところによると、いわゆるこの内容を私も見させていただきました。しかし、確かに子育てに関してはすごく詳細に書かれております。要するに、衛生面あるいは健康面に関してですね。しかしながら、家庭教育、しつけ面に関しては書かれてないんですね。非常にここら辺が、もしこういったことも書いてあればいいのになんていうふうに思った次第でございますが、まずその前に毎年1,700部ということで配られているようでございます。いつ、どこで、どなたを対象に配られているのか、配布されているのか、まず御回答をいただきたい。

そして、1,700と言えば数値的には小学校、今現在千五、六百ですかね、の人数に当たるとは思うんですけども、どういう過程でこの1,700という数値になったのか。それぞれお答えいただければと思います。

議長（稲田雅士君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） このこそだてはてなブック、どちらのほうで配布をしているかというふうな御質問、それと1,700部の内訳についての御質問だと思います。

平成25年の実績といたしましては、市内にあります10カ所の保育所、それと4カ所

の幼稚園に就園しております児童の世帯のほうに配布しております。これが758部配布しております。それと、本市の子育て関係機関といいますか、関係部局に525部、主には保健センターのほうでの母子手帳交付時に配布したり、あと市民健康課におきまして転入してこられる方を対象にあわせまして約400部を配布しております。あとは、図書館とか児童館、社会福祉協議会などの19の関係機関のほうに配布しております。主には、子育て支援センター、こちらのほうは未就園児の世帯ということになりますが、そちらのほうに170部、それと、民生児童委員さんのほうに直接、これ90部になりますが、そちらのほうを配布させております。合わせまして、大体1,700部という形になっております。このこそだてはてなブックにつきましては、転入された方や就学前のお子さんの保護者の方には本市のリアルタイムな情報なので、大変便利だと評価をいただいていると考えております。よろしく申し上げます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 配布状況を把握させていただきました。後は中身の問題じゃないかなと、こう思います。非常にこれずっとここにありますが、見させていただいたことによるといろんな連絡方法なりいろんな情報が満載されてるということはつかみとらせていただいとります。

しかしながら、一番大切な家庭教育に関して、あるいはしつけに関して、もしこれに書かれてあったらもっと便利じゃないかなという思いがしてなりません。それとともに、一般質問原文でも言いましたように、やはり出生児、要するに子供ができたとき、要するにこれは竹原市民が市民として市民権を得るおめでたいときじゃないかと。そういったときに、あるいは出生届時に逆にきちっと編集された、もちろん中には市民憲章を盛り込んだものを配布するというのもあってもいいんじゃないかなと、こう思うわけでございます。ここら辺に対してお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（稲田雅士君） 子ども福祉室長。

子ども福祉室長（井上光由君） 先ほど教育長のほうからもございましたように、本来家庭教育は保護者の自主性を尊重すべきものというふうには考えております。ただ、先ほど市長の答弁にございましたこのこそだてはてなブック、編さんしております関係機関、そういったもので毎年編集会議というものを開いておりますので、議員がおっしゃられた趣旨というものを検討する中でどうしていくかということを考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） その件、ひとつ無駄にしないようにお願いしたいと。毎年刷られるということは毎年変わってくるということなんではないでしょうか。そこら辺にもちょっとどうなのかなっていうところあるわけなんですけど、やはりいいものであればきちっと残せるものとして編集し直していただきたい。そんなに変わる必要があるんかどうかっていうことを、これはまた一つの問題として考えていただきたいと、こう思います。1,700刷ろうと思ったらやはりそれなりの予算かかってきますので、充実したものをお願いして次の質問に移ります。

さて、教育委員会の件について何件か質問させていただきました。その中でここに書かれておられます4名の指導主事というふうなことで、実際に教育委員会と学校を一つのパイプ役として結ばれてるんじゃないかなと、こういうふうに感じ取ったわけでございますが、この方々はどんな経歴があってどんな資格のもとに遂行されてるのか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 指導主事についてでございますけども、指導主事には特別な資格要件はございません。教育に対する高い識見が求められているということでございますが、現在市内外の学校現場から指導経験、それから研修歴、こういったものの豊富な指導力があるとされる教員の中から任用をさせていただいております。児童・生徒への指導のみならず、教職員に対する研修の企画、それから研修会での講師を務めたり、また授業研究におきましては指導、助言を行ったりするということで、学校等からの要請に応じて学校へ行って指導をしております。また、さまざまな教育にかかわる事務についてもその対応を行っておると、そういった職務でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。一番大切な学校と教育委員会との橋渡しの場と。私この問題について勉強していく中で、やはりこの要になる人はどういう人なのかなっていうことがちょっと疑問に浮かんだので、聞かせていただいた次第でございます。ますます研さんを高めるよう伝えておいていただきたいと、こう思います。

さて、あと親の教育に対して、あるいは子育てというんでしょうか、教育なんだろうけども、学習指導や生徒指導について、これ先生方の教育でしょうかね、毎年年間60回

程度の研修会を開いておられるという御回答がございました。中学校4校，小学校6校をトータルした値なのでしょうか。それとも1校当たりのものなのでしょうか。そして，その場合，費用負担はどのようになっているのか，またお聞かせください。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） この60回の研修会につきましては，市内全ての幼稚園，小学校，中学校全体の教育委員会が主催している研修会を報告させていただきました。これらの研修会具体的に申し上げますと，初任者や主任，それぞれの主任級の研修会，あるいは教頭等を対象とした研修会等もございます。そのほかにも各学校ではこうした60回の研修会以外に各学校では研修日を設けてそれぞれに校内の研修をしておりますので，教職員が受ける研修というのは非常に数の多いものになっております。実は，県教委が主催する研修会は，このほかに年間70回程度ございまして，教職員はそれぞれのキャリアステージに応じた研修を受けているということでございます。

こうした研修に係る費用につきましては，本市で行うものについては研究会や教育委員会の研修会費用として，本年度の例で申し上げますと，講師等の報償費約88万円，それから旅費，講師の旅費ですけれども，これにつきまして約15万円，また外部研修会へ教職員が参加するための参加負担金につきまして40万円を予算措置いただいている状況でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 先ほども述べてきましたように，先生方っていうのは本当にその状況状況に応じた対応を迫られると。まさに難しい仕事じゃないかなというふうに私は考える次第でございます。こうした研修会，ますます利用していただいて，やはり人間を育てる人がやっぱり育ってないということは大変なことになるんで，きちっとした研修，そして自己研磨お願いしたいと思います。

これはちょっとまた別なんかもかもしれませんが，これは県教委等が取り組む研修会というふうに説明ございました。以前から私が所属していますライオンズクラブでは，青少年指導育成ということについて取り組んでまいりました。例えば挨拶運動，あるいは薬物乱用防止教育や，あるいは国際平和ポスターコンテストなど，青少年の健全育成に小・中学校の御協力のもと取り組んでおります。

ここ数年前からライオンズクエストプログラムという一つのプログラムがございまして，これは教職員を対象に児童・生徒のライフスキル教育，すなわち生きる上で必要な力

を育てることを目標にした児童・生徒の指導のあり方を研修するワークショップも開催されるようになりました。もちろん受講料はこれは無料なんです。これは公募型と単独型ございまして、その学校内でもし希望があれば開かれるという一つのワークショップ、子育て、あるいは要するに先ほど言いました生きる上で必要な力を育てるライフスキルの教育をテーマに開かれています。こういった一つのワークショップですね、現在呉地区や福山、広島地区ではもう既に導入されている学校もあります。また、職員の方々においても好評のもとそれなりの成果を上げてきているという実態も聞かされます。竹原学校区内でも既にこの研修を受けたと、受講されたという職員の方もおられます。今竹原ライオンズクラブにおいても、現在ライオンズクエストプログラム導入に向け研究調査しているわけですが、こうした研修会を受け入れていただくことは可能なのでしょうか。これについてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 教職員の研修機会ということでお答えさせていただきます。

教育基本法の定めによりまして、教員は自己の崇高な使命に深く自覚し、絶えず研究と研さん、修養に励み、その職責の遂行に努めなければならないというふうにございますので、教員はいわゆる決められた研修だけでなく自ら投資して研修を受けに行っている者もおります。そういった熱心な教員もおるわけですが、子供たちだけでなく、これだけ変動の激しい社会でございますから、子供だけでなく教職員もそれぞれにスキルアップしていかなきゃいけないという事態はよく御理解いただけると思います。

外部のほうからいろんな研修を御提供いただける、紹介いただけるということは大変ありがたいというふうに思います。有意義な研修であれば進んでそれに取り組むという、それは大事なことだというふうに思っております。今御提案いただいた研修とプログラムの中身等はまた精査させていただきますして、そうした上で検討していきたいというふうに思いますので。

以上です。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 前向きな御回答をありがとうございます。帰ってまたよく申し伝えておきます。

さて、ちょっと質問の内容を変えていきたいとしたいと思います。

今ここに私が入手したデータがございます。これは少年刑法犯検挙補導件数という、全くちょっと今までの教育とは変わってくるのかもしれませんが、広島県内、平成24年14歳未満が701件、14歳から20歳未満が1,702件という数値が出ています。昨年度竹原警察署管内で検挙された刑法犯の補導件数を把握されているでしょうか。また、内容を把握されているでしょうか。これは中学校までの年で構いません。もし把握されてるんだったらお答え願いたいと、こう思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 議員のほうから御紹介いただいた数値とちょっとまた違った資料からになるのかと思うんですけども、広島県警のほうで公表している県内の少年検挙補導件数につきまして、平成24年度6,606人ということで、補導件数についてはかなりこれ大きいものになっております。これには無職、有職少年、それから大学生、高校生を含んでおりますけども、そのうち小学生が155人、中学生が1,914人となっております。その多くは深夜徘徊でして3,133人ということで全体の47.4%という大半を占めております。その他が喫煙とか、喫煙が1,653人で25%、不良交友が954人で14.4%といったようなことが続いております。これに基づきまして、昨年度竹原警察署管内ということでお聞きしましたところ、大崎上島町含めてになりますけども、全体で50件と報告されております。このうち小学生が1人、中学生が12人というふうにお聞きしました。そういう状況でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。私がこれは調べた結果ですが、これは竹原署に生活安全課で調べさせていただいたデータでございます。14歳未満14件という数値をいただいております。要するに、この14件、これ本当に子供たちがというんですか、先ほど言った逃げ場がなくやった、あるいはおもしろ半分でやったというふうな一つの犯罪行為、これが検挙されたというデータじゃないかと思うんですね。そうしたときに、やはり私は何回も言いますように、これに対して親はどう出たのかということになるわけですし、今さらにこの親の責任ということを再度追求していきたいなど、こういうふう考えるわけです。

その中で、今回も中学校校内でいろいろありました。聞くところによると、またそういった児童に対してスクールサポーターというシステムを導入されてるといふふうにも伺いました。このスクールサポーターとはどういうものであるか、その必要性はどうか、こ

れに関してもちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） スクールサポーターにつきましては、このたび県警のほうから緊急措置といたしますか、臨時的な措置としていただいたわけでございますけども、これは小・中・高等学校におきます少年非行等の総合的抑止活動、これを推進する上で学校と警察の日常的な連携役として機能すること、それにより少年の健全育成を図ることが責務ということで設置された制度でございます。これまで青少年補導の最前線で活躍してこられた警察官のOBの方が担当されておられます。具体的には、非行を早期に把握し防止、その影響を拡大、集団化させないために教職員とともに校門指導や校内巡回などを行って授業妨害やエスケープ、あるいは遅刻や服装違反を行う児童・生徒に対して声かけ活動とか指導、助言を行うといったような取り組みをいただいております。

また、指導に苦慮している教職員のこの相談にも対応していただいております、大変適切な助言をいただいております。そうした中で、教職員もこのスクールサポーターの動きから学ぶことが大変多くて、教職員の精神的な支え、負担軽減にもつながっているというような状況でございます。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） ありがとうございます。以前我々の子供のころはこういったことちょっと考えることもなかったような事態が実際起きているし、そして逆にもう学校内にそういった警察のOBの方が入ってきてるというのもこれ現状ということだと思います。やはりそこまで何がこういうふうなものにさせたのかなということを考えると、一抹のやはりこの現在の社会のひずみというところを私は懸念してならないわけございまして、またその一端で、例えば就学援助、これにおいてもそれを甘んじて受けながら子供を通わしているという親の現状も掌握できるわけでございます。ちなみに、この就学援助、24年度、小学校においては10月末において全校生徒1,249名に対して14.3%、そして中学校においては668名の全校生徒において17.6%の就学援助を受けておられるそうです。約17.6といたら5人に1人は援助を受けてるということが言えるんじゃないかと、こう思います。この就学援助というのは、普通の要保護ということで、それ要保護という世帯、そして準要保護という援助ということで、この2つに分けられるようですが、竹原の場合は準要保護、これ規定があって生活保護世帯収入の1.5倍の収入未満の方ということでちょっと枠が広がってるというふうにお尋ねしました。何かほかの市町

では1.3倍らしいです。竹原、非常にここは緩いということも今回調べさせていただいております。しかしながら、この18%という数値、この数値に関して近隣市町との比較した場合どういうふうな状況になっているのでしょうか。また、この実態をどのように理解、推測されるか。これは教育部局ではなく、むしろ市長部局のほうかなと思うんですけども、それぞれに御回答をお願いしたいと思います。

議長（稲田雅士君） 学校教育課長。

教育委員会学校教育課長（亀井伸幸君） 就学援助の支給状況につきましては、準要保護児童・生徒数を見ますと、平成15年に10%を超えて以来少しずつ高くなってきている状況です。平成23年の15%、314件をピークにして近年竹原市におきましては14%台で横ばいとなっているという状況です。また、市町の認定率等につきまして近隣市に伺ったところ、東広島市が9.8%と低めなんですけども、三原、尾道、福山市におきましては15%から16%ということで、本市とほぼ同程度というふうな状況でございます。こうした状況の理由ということでございますけども、近年国の経済状況を反映したもののというふうに捉えております。

議長（稲田雅士君） 4番。

4番（山村道信君） 経済状況という言葉にかえてしまえばそれだけのことになるわけでございます。こういったところもやはりきちっと何が正しいのかということをお我々やはりアピールしていかなくちゃいけないんじゃないかなと、こう思う次第でございます。

もうそろそろ時間も迫ってまいりましたようなので、最後に子育ての健全な育成を達成するということは地方のみならず国家の存亡においても重要なことです。歴史教育においても他国からの中傷にこだわることなく、現実の過程や実態を掲載すべきであり、真実を教える必要があると思います。

また、道徳教育においても日本の伝統とマナーや礼儀を継承していく上において大切なことであり、世界に日本国民としての信頼を得る大切な教科と私は考えます。世界で最も信頼される国を維持する上においても、一部の中傷にとらわれることなく、淡々と教育職務を遂行していただきたく要望いたしまして、一連の私の一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

議長（稲田雅士君） 以上をもって山村道信君の一般質問を終結いたします。

14時30分まで休憩をいたします。

午後2時16分 休憩

午後2時30分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番，松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問をしたいと思います。

まず，第1番目の質問は，忠海地区小中一貫教育の取り組み状況と市教育行政のあり方について質問します。

竹原市教育委員会は，小中一貫教育の基本方針の中に市民から信頼される学校づくりを進めるため，小中一貫教育に取り組むとあります。忠海地区小中一貫教育の推進の現況について，竹原市教育委員会は大多数の保護者，関係者の賛成と合意は得られたと認識されていますか。教育長に答弁を求めます。

また，保護者の賛成同意，賛成合意なしに計画どおりに平成27年4月に小中一貫教育を開校，平成27年8月に新校舎でスタートさせるのかどうか。このことについても教育長の答弁を求めておきます。

私は，忠海地区小中一貫教育開校スケジュールの市教育委員会説明会，9月27日と11月15日の2回を傍聴いたしました。保護者，関係者からはさまざまな質問や意見が出されましたが，率直に言って市教育委員会は明確な回答をしておりません。保護者の不安や不信を放置して，計画どおり平成27年4月開校予定で忠海地区小中一貫教育を強引に進めることは許されないと私は考えます。教育行政の推進は，子供，保護者の信頼関係が基本姿勢であり大前提であります。この関係を壊して教育行政を進めることはできません。誰が考えても平成27年4月開校は無謀であります。教育長のお考えをお聞かせいただきたい。

次は，平成27年4月，忠海地区小中一貫教育の開校予定に伴って，来年平成26年2月予定で忠海西小学校の校舎の改修工事が計画され，今12月定例議会に補正予算が1,571万8,000円計上され，また忠海中学校の校舎としての忠海西小学校への一部を使用するための学校設置条例が提案される予定であります。忠海西小学校の仮設校舎では，平成26年4月から平成27年7月までの1年4カ月の間，忠海中学校の授業，部活動等の教育活動が行われる計画です。さらに，平成27年4月小中一貫校開校予定後の1学期の間，忠海東小学校の児童も合流し，忠海西小学校の仮設校舎で3校の児童・生徒が

一緒に授業，部活動の教育活動を行うこととなります。保護者からは忠海西小学校のグラウンドは中学校より狭い，野球部，サッカーはできるのか，先生は忙しい，子供だけでいいのか，また小学校はグラウンドで遊べないのか，こういった心配や不安の声が出されておりました。市教育委員会の答弁は，グラウンドが狭い忠西小学校は今までと同じようにはできない，忠高の協力を得ている云々，また遊べない状況になる，我慢してもらうという市教委の説明でありました。忠高グラウンドの協力についても同僚議員からも毎日野球部が練習している，使えるはずがない，こういった声であります。要は，保護者の不安や心配を解決する具体的な策が何ひとつ示されておられません。これでは子供の安全が脅かされ，児童・生徒の授業，部活動にも重大な支障が起こるではありませんか。

そこで，教育長に質問します。

来年平成26年4月からは仮設忠海西小学校で忠海西小学校と忠海中学校の授業，部活動の教育活動が行われる予定であります。忠海西小学校と忠海中学校の設置基準と仮設校舎での各学校の施設整備は設置基準に従っていますかどうか。理科や音楽，図工など特別教室，図書館，体育館，普通教室など教室の数，また原則として学校ごとの配置が求められる体育館など，どのように確保されているかお聞きします。

また，忠海西小学校体育館は，平成24年度耐震補強済みとありますが，具体的には安全性はどのように担保されていますか。第2次耐震診断ではI s値0.04でしたが，耐震補強工事後のI s値と国の耐震改修後のI s値を説明してください。

次は，各学校ごとに校長，副校長，教頭など教職員の設置基準が決められていますが，仮設忠海西小学校校舎ではどのような職員配置となりますか。

次は，竹原市教育委員会が目指す小中一貫教育校は本当に子供のためでしょうか。私は大きな疑問を感じています。私が参加した2回の説明会で保護者から出された意見，忠海西小学校保護者のアンケートを紹介したいと思います。なぜ小学校，中学校の別々の教育が悪いんですか。また，小中一貫校の教育内容が重要と言うけれども，どんな教育内容かが見えてこない。カリキュラムも示されていない。忠海西小学校保護者アンケートでは，小中一貫校開設への期待について76%の保護者が余り期待していないと，このように答えています。平成27年4月からの忠海西小学校での小中一貫校開設は61%の保護者がよくないと思うと答えています。市教育委員会の説明に対する満足度は77%の保護者が満足できる内容ではなかった，このように答えています。

そこで，教育長に質問します。

市教育委員会は、昨年実施した忠海地区小中一貫教育導入の是非にかかわるアンケート結果と、先ほど紹介した現在の忠海西小学校保護者のアンケートの意見は逆転しております。保護者は76%が一貫校開設を期待していない、明確な意思表示が示されています。保護者の賛成合意を得るまで計画は凍結すること、これが緊急に必要なだと考えますけれども、教育長の明確な答弁を求めます。

市教育委員会は、小中一貫教育の導入をなぜ急ぐ必要があるのでしょうか。忠海教育の現状の課題、小中一貫教育の導入後の教育内容の充実はどのように変わるのでしょうか。

中1ギャップの解消とは。2つ目に、学級担任制から教科担任制で学力の向上になるとは。

小学校5年生から教科担任制や学期末テストの導入ということでしょうか。なぜ現行の教育によいことを取り入れるのはできないのでしょうか。現行の小・中交流授業との違いはどこにありますか。わかりやすく説明をしていただきたい。

次の質問の柱は、タネット放送事業についてであります。

私は市民からこの竹原市議会中継放送の内容、番組を詳しく知らせてほしい、こういった要望を受けました。市民の方は直接タネットへ申し込まれたと伺いましたが、何も改善されていないということでした。一般商業新聞には、きょうの番組案内という様式で各テレビ局が放送する番組や内容を当日の新聞に掲載しています。竹原市議会の議会中継も各一般質問者の質問開始、終了時間や質問の要旨、各議案の概要などもっと詳しくテレビ番組と同じように知らせてほしいという内容であります。一般質問の時間は質問答弁の合計で90分以内と決められております。ある程度の時間のずれは文字放送で知らせれば可能ではないでしょうか。市議会中継のタネットへの委託料は1日12万円であります。この積算の根拠の説明と議会中継の番組内容のお知らせはどのようにすれば改善し実現できるでしょうか。お尋ねします。

次は、6月市議会の補正予算で計上され可決されたタネットへの緊急雇用対策事業の実施状況と雇用の改善はどのようになっていますか。具体的に報告を求めます。

以上で壇上の質問といたします。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

1点目の御質問については、教育長がお答えをいたします。

2点目のタネット放送事業についての御質問であります。株式会社たけはらケーブルネットワークは、平成23年4月の開局後、現在までケーブルテレビの自主放送を通じて地域の身近な情報を中心とした番組を放送する中、行政に関する情報や各種イベント情報などを映像、音声、文字放送で発信しております。

市議会中継については、市民に身近で開かれた議会を目指し、市民の議会への関心を高め、市民の声を反映し、市勢の発展とまちづくりの推進に寄与することを目的として議会において実施を決定されたもので、生中継及び再放送に係る放送料並びに中継編集に要する経費などから委託料を積算し、本市の市政情報番組とあわせタネットに業務委託を行っているところであります。

今後におきましても、市議会中継を初め本市の行政情報が市民の皆様のニーズに応えよりわかりやすいものとなるよう、タネット及び市議会とともに検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、緊急雇用対策基金事業についてであります。本基金事業は全国の雇用情勢が依然として厳しい状況にある中、地域の安定的な雇用の受け皿を確保するため、起業後10年以内の企業を対象に委託事業を行い、失業者を雇い入れることを目的としているものであります。

本市においては、地域情報通信基盤を活用した情報発信活性化事業としてタネットに事業委託をしているところでありますが、本事業は、平成22年度に整備した光ケーブル網を活用し、タネットによる番組制作や情報発信などを活性化することにより、情報交流の活性化及び利用率の向上を目指すものであります。

また、この事業の根幹である失業者の雇用につきましては、現在4名の失業者が事業のために雇用されており、事業終了後も引き続き雇用される見込みであると伺っております。今後におきましても、本事業の目的を十分達成することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 教育長。

教育長（竹下昌憲君） 小中一貫教育についての御質問にお答えいたします。

忠海中学校区の小中一貫教育の推進につきまして、これまでの経過について御説明します。

平成23年8月から11月にかけて、忠海地区において保護者や地域の方を対象に計1

1回の説明会を開催し、小中一貫教育推進の背景、全校の取り組み状況、教育内容、教育環境の充実、通学の安全確保、防災拠点の確立、交流場所の創出等について説明し協議を行っております。

その後、平成24年1月から2月にかけて、他の市内全小・中学校で保護者説明会及び保護者アンケートを実施し、それらの状況を踏まえ、平成24年3月には各中学校区単位で一体型または連携型の小中一貫教育を推進することを内容とした竹原市小中一貫教育基本方針を作成いたしました。この基本方針に沿って、忠海中学校区においては平成24年5月に保護者や地域の代表者、学校及び行政から成る小中一貫教育設立検討委員会を設置し、小中一貫教育の設立について検討を行いました。5回にわたる検討委員会での熱心な協議や教育講演会の開催、先進地視察を行った結果、設立検討委員会が出された委員からの意見、要望を十分に生かした上で、平成27年度の小中一貫教育校の開講を目指し、現忠海中学校において施設一体型で推進することが望ましいとの意見にまとめ、同年8月10日に教育委員会に報告書が提出されました。これを受けて、8月21日に行われた教育委員会議で、忠海中学校区において施設一体型で小中一貫教育を実施することを決定し、平成24年第3回市議会定例会において小中一貫校施設整備に係る設計予算が承認されました。

その後、一体型小中一貫校の設立に向けた施設整備、教育内容についての具体的な準備を行うため、本年1月にPTA役員代表者、地域代表者、学校長、教育委員会、行政担当者から成る忠海中学校区一体型小中一貫教育校設立準備委員会を設置し、現在までに3回の準備委員会と準備委員会の専門部会である2つの部会、施設環境部会を5回、学校教育推進部会を4回開催し、保護者、地域の意見を聞きながら小中一貫校の設立準備を進めております。

最初の御質問である小中一貫校開校時期につきましては、当初平成27年4月に施設の供用開始と同時に開校することを計画しておりましたが、震災復興等に伴う最近の経済情勢等により工期のおくれが予想されることから、実施設計の中で工期について精査し、開校スケジュールの見直しを行いました。

平成27年4月に忠海西小学校で開校し、8月に移転、供用開始する案、または1年おくらせて平成28年4月に開校する案を設立準備委員会、専門部会へ提案し慎重に協議を行った結果、平成27年4月に開校することが決定されました。

設立準備委員会、専門部会での協議内容としましては、仮設校舎で小中一貫校を開校さ

せることは子供たちが混乱するのではないかと、施設整備完了後の平成28年度から開校してほしい、また小中一貫教育は教育効果が大きいので平成27年4月から開校してほしい、1学期間忠海西小学校へ通うのは不便であるが、できるだけ早い小中一貫校を開校し、複式解消につなげてほしいといった意見や、児童・生徒または学校へ負担がかからない円滑な小中一貫校への移行ができることを最優先に考えて決定すべきである、また平成26年4月から仮設として忠海中学校生徒が忠海西小学校の校舎で同校児童と一緒に生活し、小中一貫を見据えた教育活動を行うので、平成27年8月に完成した新しい校舎にそのまま一緒に移転したほうが小中一貫校への円滑な移行ができ、児童・生徒への負担が少なく、教職員も連続性を持って教育活動ができる、平成28年4月開校だと忠海中学校が平成27年8月に一旦新しい校舎に移転し、小・中連携が途切れる形となり、児童・生徒や教職員の間関係が途切れてしまい連続性がなくなるので、平成27年4月開校がよい、また結果的ではあるが、学校にとって引っ越しは大変なことであり、夏休みに行うのが教職員の負担が少なくなるといったさまざまな意見が各委員から出され、慎重に協議し、各委員からの意見を総合的に勘案した結果、平成27年4月開校、8月に移転することが教育現場が混乱しない最もよい方法であるということで設立準備委員会として決定されました。

教育委員会としましては、この設立準備委員会の決定を尊重し、設立に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、施設整備は学校設置基準に従っているかとの御質問につきましては、教育委員会としましても学校設置基準に従って施設整備を行うことが基本であると考えており、小中一貫校の校舎、運動場、体育館など学校設置基準を満たした施設整備を行っております。今後とも児童・生徒が安全・安心な学校生活を送れるよう施設整備を行ってまいります。

また、忠海西小学校体育館の耐震化につきましては、平成22年度に実施した耐震診断の結果、耐震指標であるI s 値が非常に低い結果であったため、平成24年度に耐震補強工事を実施いたしました。補強工事に当たりましては、今後小中一貫校の施設整備を控えておりますので、当面危険な状態を回避するよう補強を行ったものであります。補強後のI s 値につきましては、文部科学省の耐震化基準の0.7以上には達していませんが、大規模地震により倒壊または崩壊の危険性が高いとされている0.3未満はクリアした0.31となっております。

教職員の配置の御質問につきましては、忠海西小学校における仮設校舎では、平成26

年度では国、県の示す設置基準に基づき小・中学校それぞれにおいて校長、教頭、養護教諭、事務職各1名、教諭については忠海西小学校8名、忠海中学校10名となる予定です。これは本年度と同じ職員配置です。なお、平成27年度には、4月から小中一貫校となりますが、校長を1名とするほかは現時点では学級数に変動がないため、新しい学校においても常勤の教職員数は変わらない予定です。なお、小学校部分については、統合後5年間にわたり加配措置として非常勤教諭1名が措置される見込みです。

次に、忠海西小学校保護者アンケートにかかわっての御質問につきましては、教育委員会にもアンケート結果をいただきました。PTAがアンケートを実施されたもので、大変貴重な御意見であると考えております。

一方、設立準備委員会、専門部会でも各委員の立場からさまざまな意見が出され、慎重な協議を行った結果、平成27年4月開校、8月に移転、供用開始することにまとまったものでありますので、これを尊重しながら設立準備を進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、アンケートなども参考にし、保護者、地域の声を聞きながら小中一貫校設立の取り組みを進めてまいります。

次に、忠海教育の現状と課題、小中一貫教育導入後の教育内容の充実についてお答えします。

小中一貫教育の導入に当たっては、平成12年に呉市が国の研究開発校の指定を受けた直後から調査研究を始め、平成17年には竹原市立学校教育システム検討委員会を設置して、竹原市立小・中学校における通学区の弾力化及び小中一貫教育のあり方について諮問し、平成19年3月にいただいた答申に基づき検討を進めてまいりました。その後もさまざまな議論を経て、平成24年3月に竹原市小中一貫教育基本方針を定めて現在の取り組みに至っております。この間、忠海中学校区においては、平成23年度に保護者アンケートを実施、平成24年度に設立検討委員会を設置、平成25年1月には設立準備委員会を立ち上げるなどして時間をかけて小中一貫教育の実現に向けた取り組みを進めており、拙速に導入を急いできた認識はありません。

広島県の行っている基礎、基本定着状況調査の結果を見ると、忠海の児童・生徒は挨拶ができる、読書を好む、地域の行事への参加率が高い、自分の住んでいる地域が好きであるなどの割合が県平均に比べて高く、教科学力においてもおおむね良好な状況がうかがえます。一方で、自分によいところがある、自分のよさが認められていると感じる子供の割

合が県平均に比べて低く、自己肯定感を十分に持ち得ていない状況がうかがえます。また、暴力行為、いじめ、不登校などの生徒指導上の諸問題の発生件数は、平成24年度ベースで暴力行為が小学校2件、中学校3件、いじめが小学校1件、中学校1件、不登校が小学校ゼロ件、中学校4件と報告されております。

小中一貫教育を進めるに当たり、教育内容の充実に向けて既に具体的な立案に取りかかっております。御指摘の中1ギャップとは、児童が小学校から中学校への進学において新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校への問題行動につながっていく事態を指します。全県の調査では、小6から中1にかけていじめの認知件数が約5倍、不登校が約2倍に増加しております。忠海においては、さきにお示ししたとおり、不登校の発生率が高くなっています。小中一貫教育では、こうした中1ギャップの解消に効果があるとされています。

また、現時点では、小学校と中学校の接続部分となる小学校高学年と中学校第1学年を重視し、教員の相互乗り入れ授業や小学校高学年での教科担任制を導入したり、小学校からの外国語教育を充実させたりすることなどの方針が固まっています。

これまでに小学校の学級担任制から中学校の教科担任制に授業形態が変化することにより、中学校入学後授業の理解度、学校の楽しさ、教科や活動の時間の好き嫌いについて肯定的な生徒の割合が下がり、逆に学習上の悩みとして勉強の仕方がわからないといった生徒が増える傾向にあることがわかっています。これも中1ギャップの一つですが、小中一貫校において一部の教科で教科担任制を取り入れることでこうした問題を解消し、学力向上につなげる狙いがあります。

このほかにも、義務教育9年間を一つのまとまりと考えることで、小・中学校の教員が互いの垣根を乗り越えて相互の教育課程を意識した指導を行うようになり、授業改善が進むこととなります。小・中学校を通じて学力観や授業観を一貫して系統性のある取り組みとすることが一層の教育効果を生み出すものと考えております。

なお、現時点では、小学校での学期末テストなど定期テストを導入することは検討しておりません。現在の交流授業については、中学校から英語と美術の教諭が小学校の外国語活動に月1時間と図工に週3時間程度乗り入れ授業を実施しております。小中一貫校となった場合は、これらの教科のほかにも国語や算数、音楽などの教科にも広げたり、中学校1年生の一部授業に小学校6年生のときの先生がティームティーチングで参加したりするなどの取り組みも検討しております。

また、小中一貫校の設立には、保護者、地域の皆様の御理解と御協力が必要となりますので、保護者、地域、行政が一体となって新たな学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

教育委員会は、昨年度から小中一貫教育やICT活用教育の推進を掲げ、未来を開く新たな教育への挑戦を始めたところであります。今後も市内の各小・中学校としっかりと連携し、全ての子供たちが安心して学校生活を送れる学校づくりに取り組むとともに、夢を持ち、子供が輝く教育の実現を目指して鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁終わります。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それでは、再質問いたしますけれども、まず議長にお願いしたいのは、私の最初の質問で理事者の明確な答弁がないんですね。ですから、わざわざやっぱり再質問しなくてはいけないということだけをちょっと注意していただきたいと。それは何でかというたら、第1番目の質問をもう一回じゃあいたします。

現在今の時点で教育長は、教育委員会は忠海地区の保護者、この小中一貫教育にかかわって、その保護者はこの小中一貫教育の導入について賛成を得られとんかどうかを聞いたんですよ、現時点ですね。それについて教育長は、忠海地区の保護者はこの小中一貫教育の導入について賛成を得られておると、そして合意を得られていると、そのことはどうなんかというのを聞いてるんですよ。それをまず1回答えてください。

それから、2点目については、これは急ぐといいますか、明日、明後日市長名でこの小中一貫教育の準備にかかわって提案がされる予定です。それは議運でも確認されてます。それは何でかというたら、来年4月から、先ほど同僚議員からの質問がありましたが、来年2月から忠西小学校を改修して、来年4月から忠西小学校で忠海中学校の授業を行う、そのための学校設置条例、これが1つ出る。移転のための修繕や工事費が1,500万円以上出る。2点目の補正予算で出る。これも明後日のことなんですよ。だから、私はあえてそもそも論を教育長に求めたし、ここで市長に是非、市長のほうは教育条件の整備については責務ですからね。私はここで確認したいのは、あさって提案される学校設置条例、忠西小学校を改修して来年4月から仮設校舎で西小学校と中学校を教育するよと、ここに対する保護者のさまざまな意見が、先ほども紹介しましたし、私も壇上で紹介しました。こういった現状がある中で私が確認したいのは、市長が提案された、この提案されるに当たって教育委員会から保護者が賛成しとるんかと、この小中一貫教育について、賛成しと

らんけども出すんかということ、そこらを含めて市長が、教育委員会から市長に対して現在忠海の保護者はこの教育について、導入について賛成しとるんかと、そういう報告を受けとるんかと、この2点、この点については市長のほうに聞きたい。最初の1点目は教育長に聞きたいということです。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） まず、関係者の理解を得ているのかといったような御質問でございます。

この忠海地区の小中一貫校につきましては、教育長答弁ございましたように、平成23年から説明会、また設立検討委員会、準備委員会、専門部会で十分にお話をさせていただき、委員の皆様からいろんな意見をいただきながら協議を進めてまいりました。答弁にもありましたように、さまざまな意見が出ております。そういった中で、準備委員会として決定したということでございますので、理解ができているというふうに思っております。

ただ、説明会等も開催をしましたが、その中でいろんな御意見ございました。やはり不安であるといったような御意見もございますので、そういった不安については今後また説明会等も開催しながら具体的、丁寧な説明をしながら不安解消に努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、そういったことがございますので、学校設置条例の一部改正、忠海中学校の位置を変更するといったことと、忠海西小学校の校舎の改修の予算を提案させていただいてるといったところでございます。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） ただいま教育振興課長説明をしましており、庁内におきましては重要案件につきましては政策協議または懸案協議の中で調整を進めてきたところでございます。さまざまな課題がある中で、いろんな意見がある中で、さきには補正予算を可決いただき、粛々とこの取り組みについては進めているということで教育委員会から報告を受け、この今回の議会の提案に至ったというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 私の意見は質問に対して答えてないよ、明確に。私はもう一回言うよ、同じこと質問させないでくださいよね。

現在の時点で忠海地区の保護者、小中一貫教育の導入について賛成を得たのかどうか、

合意を得たのかどうかを聞いて。何でごまかすんか、そんな理解を得た、どうじゃこうじゃ言うて。そんなこと言うたらいけんよね。私がもう一回聞くよほじゃけん、やかましくもう一回聞くけども、現在の時点で忠海小学校の西小学校の保護者でもいいわね、忠海西小学校の保護者に小中一貫教育の導入について大多数の保護者から賛成を得とるんかどうかと、得てるなら得てますと、得ていないのならその賛同を得ていませんと、正直に答えてくださいよね。

それともう一点、2点目は市長部局に聞きますよ。

今のことは肝心なことなんですよね。導入を保護者が反対しとるのに、さまざまな課題があるから政策調整してやってると。そんなことじゃいけんわいね。明日、明後日提案するんよ。学校設置条例、忠海中学校から忠西小学校へ授業を行うという内容じゃないですか。それと、補正予算では来年2月から改修して、4月から忠海西小学校で中学校も一緒に授業を行いますよと、そういう補正予算が1,500万円余り組んどるんよ。何で当局がきちっと調整してからやらないんですか。さまざまな課題があるなら、その課題がそもそも論の根本のどこじゃないですか。小中一貫教育の導入に賛成か反対かにかかわる問題なんですよ。そこをもう一回、それは3回目の質問になるんよ、同じことを質問させたらいかんよ。ちょっと真面目に答えてくださいよ。これをじゃあ紹介するからね。

昨年教育委員会が、平成24年3月26日に行った教育委員会がアンケートとってますよ。小中一貫教育、忠海中学校区域の保護者にとってますよ。78%は去年の3月時点で小中一貫教育の導入に期待するという声があったんですよ、確かに。しかし、西小学校の保護者の方が緊急にアンケートをとったじゃないですか。さっき私も紹介しましたよね。76%の保護者の人が小中一貫教育の導入に期待していないという逆転した声を上げてるんですよ。去年は期待する、あなた方教育委員会とったアンケートで。今年の忠西小の保護者がとったアンケートでは逆転してるじゃないですか。76%の人が小中一貫教育に期待していないと明確に答えとんですよ。だから、私はそもそも論になるけども、小中一貫教育の導入の是非について保護者は賛成しとるんかと、それをあそこで確認しようわけじゃないですか。ちょっと正直に答えなさいよ。このアンケートは関係ないって言うんなら、それはそれを含めて答えてください。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） 理解を得てるかということでございますけども、先ほどの繰り返しということになりますけども、準備委員会、検討委員会で議論をし

てきております。その検討委員会、準備委員会には保護者の代表の方も入られてますので、そういった中で決められたことということでございますので、理解を得てるというふうに思っております。

アンケートの話がございましたけども、確かにそういった数値になっておりますけども、これはやはり市内で初めて小中一貫校をつくるということでございますので、やはり不安があるといったことのあらわれではないかというふうに思っております。そういった不安解消については我々もそういった不安解消する責任がございますので、説明会等を行いながらそういった不安解消に努めていきたいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それからあと、準備委員会の、議事録を見せてもらったら、第2回目の準備委員会の部会の話し合いがありました。その中では保護者全員の意見が集約できていない、この小中一貫校について。保護者にきちっと説明をしたほうがいいと、説明会を開いて保護者の合意をとるべきだと、この委員会の中でも出てるんですよ。その委員会の意見なんかも多数で押し切ったんか知らんけども、ちゃっとこの委員会でも出てるじゃないか。新たに保護者のアンケートをとって、去年市がとった意見、逆転しとるわけですよ。一人二人かわってからとったわけじゃないんですよ。あなたが最初この答弁で意見を尊重する言うたけども、保護者が期待しとらんで言ようるのに進めたらおかしいことになるんじゃないんですか。それを教育委員会のほうにその答えを曖昧に市長部局のほうに報告して、明後日それに係る議案を審議しようということなんですよ。保護者が嫌じゃと言ようるもんを強行して、議会でそのことを正しく言わんこうにおって、態度をとめられる議会の責任もどうしていいかわからんじゃないですか。そこはちょっと整理して強行したらいけませんよ、絶対に。保護者の理解が信頼関係の原点じゃというてあなた方は自ら言ようるわけだから。それを壊しておいて、それは無謀ですよ、何ぼ何じゃ言うても。保護者もそういうことになったら、保護者や子供たちの教育のためじゃないということになりますよ、あなた方強行すれば。議会でも明後日そういう議案を出して、間違っような説明をして、何が、議会が正しい判断できないじゃないですか。正直な判断、答弁しなさいよね。私はこれがアンケートがある限りはせつかくとられとるわけだから。市の教育委員会がとったアンケートと逆転しとるわけよね。去年は期待したい、しかしいろいろ説明会したけども、現時点では期待してない、そういった声が多数になっとるわけよね。この声をあなた方は答弁では尊重するといったら、尊重するというたらどうということなんで

すか。期待していないのをまだ、本来は保護者に説明を求めて明後日の議案なんかは出すべきじゃないよね。議案を凍結してでも保護者の理解を求める努力をなさい。さっき同僚議員からもあったじゃないか。議会は明後日出るんですよ、こういうことを。今度は議会が賛成しとるからという報告しとるじゃないか、前の設計のときは。そういう無責任なことをやったらいかんですよ。公の場できちっと正しい情報を教えてくれて、保護者は去年は市の説明の段階では小中一貫教育の導入に期待したけれども、今年とった西小学校の保護者の大多数の意見は期待してないよと、何か考えるべきじゃないんですか。ちょっと教育長、もう一回答えてください。

議長（稲田雅士君） 教育振興課長。

教育委員会教育振興課長（久重雅昭君） これまでの小中一貫校の設立にかかわってのことでございますけども、先ほど来申し上げてますように、設立準備委員会等を行っております。その設立準備委員会等、提案してすぐその場で決めるのではなくて、ある程度日にちをあけて持ち帰っていただいて、その各団体である程度話をさせていただくといったような期間も設けておりますので、一定の意見集約等はできているんじゃないかというふうに思っております。

そのアンケートでございますけども、先ほど申し上げましたけども、やはり不安があるということですので、そこらは早急にそういった解消するような説明会ですとか、そういったチラシですとか、そういったことで不安解消に努めていきたいというふうに思っております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そこ一定の理解を得たとかということを私は聞いてるんじゃないんですよ。そもそも論が逆転しとるから、保護者の声を無視してまで押し切るんですかと。押し切った場合は子供たちのためにはなりませんよということを、そののそもそも論にかかわるから言ってるんですよ。私は100人おって100人賛成だから賛成じゃないってやれえとは一つも言うたらんよね。しかし、大多数の人がこういった小中一貫教育をやったほうがいいんじゃないかと、腹に落ちるまで何で説明しないんですか、あなたは。何でそこまで焦る必要があるんか。

通学路の問題でもそうじゃないか。あれだけ保護者の方が通学路を拡幅して、通学の問題不安がある、拡幅してくれえという要望が出てるんですよ。しかし、お金と暇がないからできんという言うてるじゃないか。これが市の回答なんですか。子供たちの安全なん

か一つも担保できてないじゃないですか。保護者の方が通学路の安全で心配がある、拡幅してくれえ、そしたら時間とお金がないんならそれで我慢せえということじゃないんですよ。別の対策を考えにゃいけんでしょうが。そうじゃないと、保護者の不安は解消できませんよ。そこまでなぜ待てないんか。命にかかわる問題をあなた方は粗末にするんですか。実際あつこで事故が起こるとるじゃないか、数年前に。だから、私も保護者の声聞きましたよね。たまたまその人が事故起こって命は助かった、そういうことが起こったら、次のお子さん方とか地域の人そういう経験した保護者は二度とそういう子供たちが事故起こしちやいかんと、そういう必死な思いでこれを出してるんですよ、要望を。しかし、拡幅してくれえということに対してお金と暇ないからできない、これが答えというんですか、教育長、あなた答えてくださいよね。責任があるよ、答える責任が。だから、こういう問題を、要望が出て、意見を聞いた、聞きっ放しじゃいけんのよ、こういう問題は。解決策を見出して、拡幅ができないんならどういふ対策をとる、そこまで時間をかければいいじゃないか、ちょっと。なぜそれができないんか。明日、明後日議案出るので、ここに。我々には保護者の理解を得た、そう言うて議案を出す、しかし保護者は大多数の人が導入教育待ってくれと、期待しとらんよと、さまざまな要望を出しとる、わしも11月の説明のとき行きましたよね。保護者の方が私が出した意見を何ひとつ答えとらんじゃないかと、そういうことは端的言われましたよね。私もさっき言った通学路も問題、そうなんです。命にかかわる問題をそんなことをお粗末にして保護者の不安、具体的な対策を示さないで、お金と時間がないからできない、こんなことで強行すること絶対許せんよ。教育長、そこに対する、私は許せんと思うんじゃけども、あなたはどうか答えるんですか。それを答えんと解決できんって言うるじゃないか、保護者の不安が。保護者の不安解決するのはそのためでしょう。保護者は、そういう通学の問題、実際けがをして命を失うような子供の経験がある、そういう経験を二度としてほしくない、次の子供たちのためにも道路拡幅が必要だと、当たり前のことじゃないか。何でそこにお金と時間かけんのですか。別の対策を考えるまでこれはストップすべきじゃないか。そこは市長、そう思いませんか。あんた考えにゃいけんよ、絶対に。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 忠海の小中一貫教育導入についての御質問をいただきました。

まず、先ほど来教育長のほうから御答弁申し上げましたように、この導入に当たっては平成23年からまず忠海地域についての全体の説明会、そしてそれから次に設立の検討委

員会、さらには現在至っております設立準備委員会、これらを通じて一応一定な御理解を得たという判断のもとに教育委員会会議にかけて、そこで御了解をいただいたところがございます。そして、この議会においても平成25年度の当初予算において、忠海中学校の小中一貫にかかわっての実績や業務の議決をいただいたという経緯がございます。

そういった中で、今回忠海西小学校のPTAのほうからのアンケート調査というようなことがございます。そのアンケートの調査については、我々も十分熟知しております。そういった意味で、先ほども教育長が御答弁したように、これは大変重く受けとめているところございまして、平成27年8月の開校に向けて、それまでの間、余り時間はございませんけれども、関係者への説明責任を果たすべく教育委員会とともども、市長部局も御理解をいただくべく努力をしまいたいというように考えておりますので、よろしく願います。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そのことは聞いた上で私は質問しとるわけだから、保護者の昨年のとったアンケートとわざわざ今年保護者の人がとったアンケートがあるわけで、それ熟知しとるわけじゃろう。熟知しとって、期待してないって書いてあるんで、こん中に。それでもあなた方押し切るんですか。一定の理解を得たというて議会で正確な情報を伝えることによって、明後日そのかかわる議案を出すんですよ、あなた方は。そんなことが許されるんですか、市長。市長、それあなたが答えにゃいけん、最後の責任か知らんけども。教育委員会なんかの保護者も正確な情報をあなた方の市長部局に伝えることによって、ほいで先ほど言った通学路の件だけじゃないんですよ。そりゃ端的な例だからそうなんよ。通学路は特に命にかかわる問題だから、私の聞いた保護者では1回そこで事故起こされとるわけよ。たまたま命だけ助かった、しかしそういった事故を次の子供たちに絶対遭わせたらいかん、そういった一心の思いをあなた方はどう答えるんですか。それはしょうがないよということで済まされる問題なんですか、あなた本音を言ってくださいよ、ここで、公の場だから。そこは市長も責任があるよ、あなた、最後答えてください、そういったそのこの1点だけでもいいから。私は拡幅のためにお金と暇がないからだめだ、そういった回答を返してるんですよ。これで保護者の理解を得たというんですか。こういうお粗末な回答をしとって、保護者は不信や不安をいっぱい持つよね。これはいけんよ、それは、何ぼ何じゃというても。何とかそこ、議長、整理してくれえ、そこは。

（「こう言うたと聞いてみりゃええんじゃ」と呼ぶ者あ

り)

議長（稲田雅士君） 副市長。マイク。

副市長（三好晶伸君） 先ほど来私申し上げましたのは、アンケート調査を重く受けとめていると申し上げました。内容が、例えば今の通学路の問題にしても確かに不安な状況に今あると思います。今日も朝脇本議員のときにもお答えしたように、途中道路が狭いとか、のり面が急であるとか、いろんなそういった不安材料もございます。もちろん通学路だけの問題ではございませんけども、基本的には今の設立準備会、この中でさまざまなそういった検討事項もございますので、そこらあたり不安解消に向けて、不安な状況は十分に理解をいたしておるつもりでございます。そういったことも含めて27年8月の開校を目指して鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） それは保護者の不安に何も答えてないよね。

（「今から答えるん」と呼ぶ者あり）

今から答えるべきじゃないよね、明後日議案が出るんで。

（「そがんなこと（聴取不能）」と呼ぶ者あり）

明後日設置が忠西小学校出すようにしとったよねえ。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

補正予算を出しとって、そんなばかなことがあるか。

議長（稲田雅士君） 答弁調整のため暫時休憩します。

午後3時31分 休憩

午後3時51分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議事の都合により、明12月3日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会をいたします。

御苦勞さまでした。

午後3時51分 散会